



## 港にぎわい公園づくり推進計画

- みんなでつくろう！にぎわい公園2022 —
- 進めよう！おもてなし公衆トイレ2022 —

Minato City Promotion Plan for Building Vibrant Parks

- Let's Work Together to Make Vibrant Parks 2022! -
- We Promote Public Toilets for Hospitality 2022! -

(素案)  
(Draft)

令和3（2021）年12月

港 区

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

# はじめに

(区長挨拶文)

# 目次

第Ⅰ編 港にぎわい公園づくり推進計画策定の考え方 .....	1
第1章 策定の背景.....	2
第2章 策定の方向性.....	4
1 現状認識と課題.....	4
2 策定の方向性.....	7
第3章 港にぎわい公園づくり推進計画の位置付け.....	9
1 位置付けと目的.....	9
2 期間.....	10
3 対象.....	10
第Ⅱ編 みんなでつくろう！にぎわい公園 2022 .....	15
第1章 理念と目標.....	16
1 理念.....	16
2 担い手.....	17
3 公園づくりの目標イメージ.....	18
4 目標水準.....	21
第2章 基本方針と実現に向けた施策.....	27
1 基本方針.....	27
2 施策の体系.....	28
3 実現のための施策.....	29
第Ⅲ編 進めよう！おもてなし公衆トイレ 2022 .....	65
第1章 理念と目標.....	66
1 理念.....	66
2 目標水準.....	67
第2章 基本方針と実現に向けた施策.....	68
1 基本方針.....	68
2 施策の体系.....	69
3 実現のための施策.....	70

第IV編 地区別方針.....	79
第1章 地区別方針の役割.....	80
第2章 配置計画（公園等の個性と位置づけ）.....	81
1 公園等に個性を持たせるタイプ区分（利用タイプ）.....	81
2 区内や地区内での公園等の役割・位置付け.....	81
第3章 各地区の取組方針.....	83
1 芝地区.....	83
2 麻布地区.....	90
3 赤坂地区.....	96
4 高輪地区.....	102
5 芝浦港南地区.....	108
第V編 取組の推進に向けて.....	115
第1章 推進体制.....	116
第2章 進行管理.....	117
資料編.....	121
1 港区の公園等の現状.....	122
2 前方針の進捗状況.....	134
3 港にぎわい公園づくり推進計画策定の経緯.....	143
4 用語解説.....	148



## 第 I 編

# 港にぎわい公園づくり推進計画策定の考え方

## 第1章 策定の背景

区では、平成18（2006）年に年齢層に関係なく幅広い人々が利用できる「にぎわいある公園」をめざし、区民との協働を基本とし、これまでにない魅力ある公園づくりを進めるため、「港にぎわい公園づくり基本方針」を策定し、区民・利用者とともににぎわいある公園づくりを進めてきました。

平成28（2016）年には、区内の人口増加、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えたまちづくりの動向などの社会的変化と、それまでの区の取組等を踏まえた、「港にぎわい公園づくり基本方針」（以下「前方針」という。）を策定しました。

前方針の策定から5年が経過する中で、都市公園法等の改正、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組の広がり、新型コロナウイルス感染症を背景とした「新しい生活様式」の定着、障害の有無に関わらず子どもたちが安全に遊べる場づくりをめざしたインクルーシブ公園への関心の高まりなど、社会環境が大きく変化しています。

また、区では、指定管理者制度を5地区に導入し、公園の維持管理体制を一新したほか、前方針に基づく様々な取組を実行するとともに、上位計画である「港区基本計画」、「港区緑と水の総合計画」を策定しました。

これらの背景を踏まえ、区を取り巻く状況により即した取組を区民、利用者、指定管理者等とともに更に進めていくため、名称を「港にぎわい公園づくり推進計画」に改め、新たな計画を策定しました。



平成 18 年  
(2006)

## 「港にぎわい公園づくり基本方針」策定

方針に基づき  
実施した  
主な取組

- 公園の新設、防犯上問題のある公園の用途転換
- プレーパーク事業開始
- ドッグランオープン（芝浦中央公園、港南緑水公園）
- 一部公園への指定管理者制度導入

平成 28 年  
(2016)

## 「港にぎわい公園づくり基本方針」策定

### 前方針策定後の社会的変化

- ① 継続的な区内の人口増加と活発なまちづくり
  - 前方針策定時からの人口増加（特に子ども増加）
  - 開発事業等を通じた公園等の新設
- ② 持続可能な社会の形成、新型コロナウイルス感染症を背景とした「新たな生活様式」における身近な公園の存在感の拡大
  - 住み続けられるまち、強靱（レジリエント）なまちを支える環境保全機能、防災機能の重要性
  - 遊び、心身のリフレッシュの場としての需要
  - インクルーシブな公園への関心の高まり
- ③ 公園等の整備・管理運営における官民連携
  - 法改正による新たな制度の創設（Park-PFI、市民緑地認定制度、都市公園リノベーション制度等）

### 港区における主な取組

- ① 前方針に基づく取組の展開
  - 都市計画公園の開設（芝浦公園拡張、公園まちづくり制度を活用した霊南坂公園（現・江戸見坂公園）開設）
  - 指定管理者制度の全面導入（きめ細かな維持管理、情報発信・イベント等の充実等）
  - あそびのきち事業開始
  - プレーパーク事業の充実
  - 防災施設の設置
  - 公衆トイレの改修・バリアフリー化
- ② 上位関連計画の策定
  - 「港区基本計画（令和3年1月）」、「港区緑と水の総合計画（令和3年2月）」の策定
  - 「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月 東京都・特別区・市町）」改定

区民、利用者、指定管理者等との協働により  
区を取り巻く状況により即した「にぎわいある公園づくり」の取組を更に進めていくため

## 「港にぎわい公園づくり推進計画」策定

## 第2章 策定の方向性

### 1 現状認識と課題

#### (1) 公園等に関する課題

##### ①公園等に期待する役割、利用者のニーズの変化に応える公園づくり

###### 【現状認識】

- ・前方針策定時に比べ子どもの人口が増加したことを背景に、遊びの利用に関するニーズが拡大しており（遊具、のびのび遊べる空間、保育園等の代替園庭としての利用（外遊びや運動会利用）、乳幼児が安心して遊べる空間など）、今後の人口動向を注視しつつ対応を図っていくことが求められています。また、売店やレストラン・カフェといった施設へのニーズも、過去と比較して高まっています。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大を機とした生活様式の変化により、3密を避けた公園利用が求められる一方で、在宅勤務の増加などにより身近な場所での遊びや、心身のリフレッシュの場として、公園等の利用ニーズが拡大しています。
- ・誰もが住みやすく、安全に安心して暮らせるまちづくりの観点から、公園等が果たすべき役割も重要度を増しています（防災・減災、ユニバーサルデザイン、インクルーシブな公園など）。



###### 課題

- ✓ 多様な遊びや健康増進の場の提供、防災・減災、ユニバーサルデザイン、インクルーシブな公園等の観点から、変化・拡大するニーズに応える基本的機能のアップデートがハード面も含め必要

##### ②指定管理者の存在を前提とした取組と推進体制の見直し

###### 【現状認識】

- ・指定管理者制度の全面導入により、日常の維持管理及び情報発信・イベント等の利活用促進に関する事業の大部分を指定管理者が担う体制に移行し、各地区を担当する事業者がそれぞれ特色ある管理を展開しています。
- ・公園の管理（使いやすさ、安心感や安全性等）に対する利用者の満足度は向上しており、情報発信、イベント等の取組も活性化しています。



###### 課題

- ✓ 計画の推進主体の一翼に指定管理者を位置付け、区と指定管理者が連携して質の高い維持管理、利用者が公園等を楽しめる機会の提供を進めていくことが必要

### ③担い手の多様化・新たな制度を視野に入れた協働のバージョンアップ

#### 【現状認識】

- ・港区は、開発事業等のまちづくりを通じて、民間と連携した公園等（提供公園）の整備やオープンスペースの設置が活発な地域です。
- ・公園で活動するアドプト・プログラム登録団体やプレーパークの運営を担う活動組織をはじめ、魅力あるまちづくりに取り組むエリアマネジメント団体、NPOなど、にぎわいある公園づくりに参加、もしくは参加する可能性のある多様な担い手が存在しています。
- ・都市公園法等改正により整備・管理における民との連携手法が拡大しています（Park-PFI、公園の活性化に関する協議会等）。



#### 課題

- ✓ 公園が新たな交流やつながりが生まれる場にステップアップしていくため、多様な担い手を柔軟に受け入れる仕組みづくり、新たな制度活用の可能性を視野に入れ、協働の取組をバージョンアップしていくことが必要

## (2) 公衆トイレに関する課題

### ①公衆トイレの老朽化対策と快適性・安全性・清潔さの向上【継続課題】

#### 【現状認識】

- ・ 築 30 年以上の公衆便所が約半数を占めており、老朽化対策が急務となっています。
- ・ 管理水準は保たれていますが、施設の老朽化や、駅のトイレ等の質の向上等を背景に、利用者の満足度は前方針策定時より低下しています。
- ・ 令和元（2019）年度に実施した利用実態調査におけるアンケートの結果から、回答者の半数強が「近くに代替トイレがあれば公衆トイレは必要ない」と考えています。
- ・ 衛生面の確保（新型コロナウイルス感染症対策）、災害時の機能維持、ユニバーサルデザイン、ダイバーシティ（多様なセクシュアリティ等）への配慮等への社会的要請が高まっています。



#### 課 題

- ✓ 老朽化対策及びこれに合わせたバリアフリー化、安全性の向上に継続的に取り組むことが必要
- ✓ 老朽化した公衆便所については、必要性や他施設による代替可能性等を考慮して存続、廃止を判断することも必要
- ✓ 誰もが利用しやすいトイレの提供に向け、ユニバーサルデザイン、ダイバーシティへの配慮についても検討が必要

### ②民間活力等の導入に関する施策の見直し

#### 【現状認識】

- ・ 区は、前方針に基づき、公衆トイレへの民間活力導入に関する検討を進めてきましたが、今後も区の直営管理とすることを決定しました。
- ・ 一部有料化や命名権の活用についても、検討したものの導入に至っていません。



#### 課 題

- ✓ 公衆トイレに対する民間活力等の導入に関する施策について、コスト面からのアプローチではなく、すでに実施している民間施設のトイレ活用など、安全で清潔な公衆トイレを提供するために民間が有する様々なリソースを生かすという観点から見直しを行うことが必要

## 2 策定の方向性

平成 28（2016）年 3 月に前方針を策定して以降、区民、事業者など様々な主体と協働・連携して、方針に掲げた取組を着実に実行してきました。中でも、平成 29（2017）年度からの指定管理者制度の全面導入に伴い、公園等を管理・運営する体制が大きく変化しました。

また、この間、区内における年少人口の増加、ダイバーシティ、インクルーシブな公園などあらゆる人々を包摂するまちづくり・公園づくりに対する機運の高まり、新型コロナウイルス感染症を機とした「新しい生活様式」の広がりなど、公園等及び公衆トイレを取り巻く社会状況が大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、次の 5 つの方向性に沿って「港にぎわい公園づくり推進計画」を策定しました。

### 策定の方向性① 長期的な考え方の継承

にぎわい公園及び公衆トイレ整備に関する長期的な考え方を示す理念は、継承します。

目標、基本方針、施策については、前方針策定後の社会状況や利用者ニーズの変化、区  
の取組の成果と課題等を踏まえ、必要な見直しを行います。

### 策定の方向性② 区民、事業者等の役割拡大を踏まえた施策・取組の再構築

公園等の整備、管理において区民、事業者等が担う役割が拡大していることを踏まえ、区、区民、事業者、指定管理者、NPO・まちづくり団体等の役割を改めて整理し、すでに様々な活動を主体的に行っている地域の活動団体、NPO等の区民の力を活かしながら「みなで公園等を柔軟に使いこなす」「よりよい公衆トイレを実現する」という視点に立って、施策・取組を再構築します。

### 策定の方向性③ 社会的要請、利用者ニーズを踏まえた公園等の機能更新

ゼロカーボンシティの実現、持続可能な都市の構築の観点、また、子どもたちの多様な遊びや「新しい生活様式」のもとでの心身のリフレッシュの場などに対する需要の高まりを受け、公園等の機能の充実をハード、ソフトの両面から検討します。

あらゆる人々を包摂するまちづくりに向け、公園等及び公衆トイレにおいてバリアフリー、ユニバーサルデザイン、インクルーシブな公園、ダイバーシティへの対応の充実を図ります。

港区の公園等が有する歴史・文化・自然等の固有の資源を大切にしながら、公園等の個性として生かした整備、活用を進めます。

民間のオープンスペースと公園等の役割を踏まえながら、公園等の機能の充実を図ります。

#### 策定の方向性④ 安全・安心で快適な利用の維持・向上

公園等における遊具をはじめとする施設の安全管理と長寿命化、樹木の適正管理、公衆トイレにおける衛生面を含めた清潔さの向上や防犯対策など、安全・安心、快適な利用を支える取組を継続します。

多様な利用者へのわかりやすい情報提供（外国語案内板、触知案内板等）の取組を継続します。

#### 策定の方向性⑤ 適切な進行管理と5地区が連携する推進体制の構築

指定管理者制度全面導入に伴い、5地区の特性に応じた管理が展開され始めた現状をより良い方向に伸ばしていけるよう、多様な主体が参画するための仕組みづくり、区として公園事業全体の進行管理（PDCA）を適切に行う方法を整えます。

5地区が相互に連携・情報共有することによる質の更なる向上をめざし、5地区の区担当・指定管理者が認識の共有、意見交換を行うことができる推進体制を構築します。

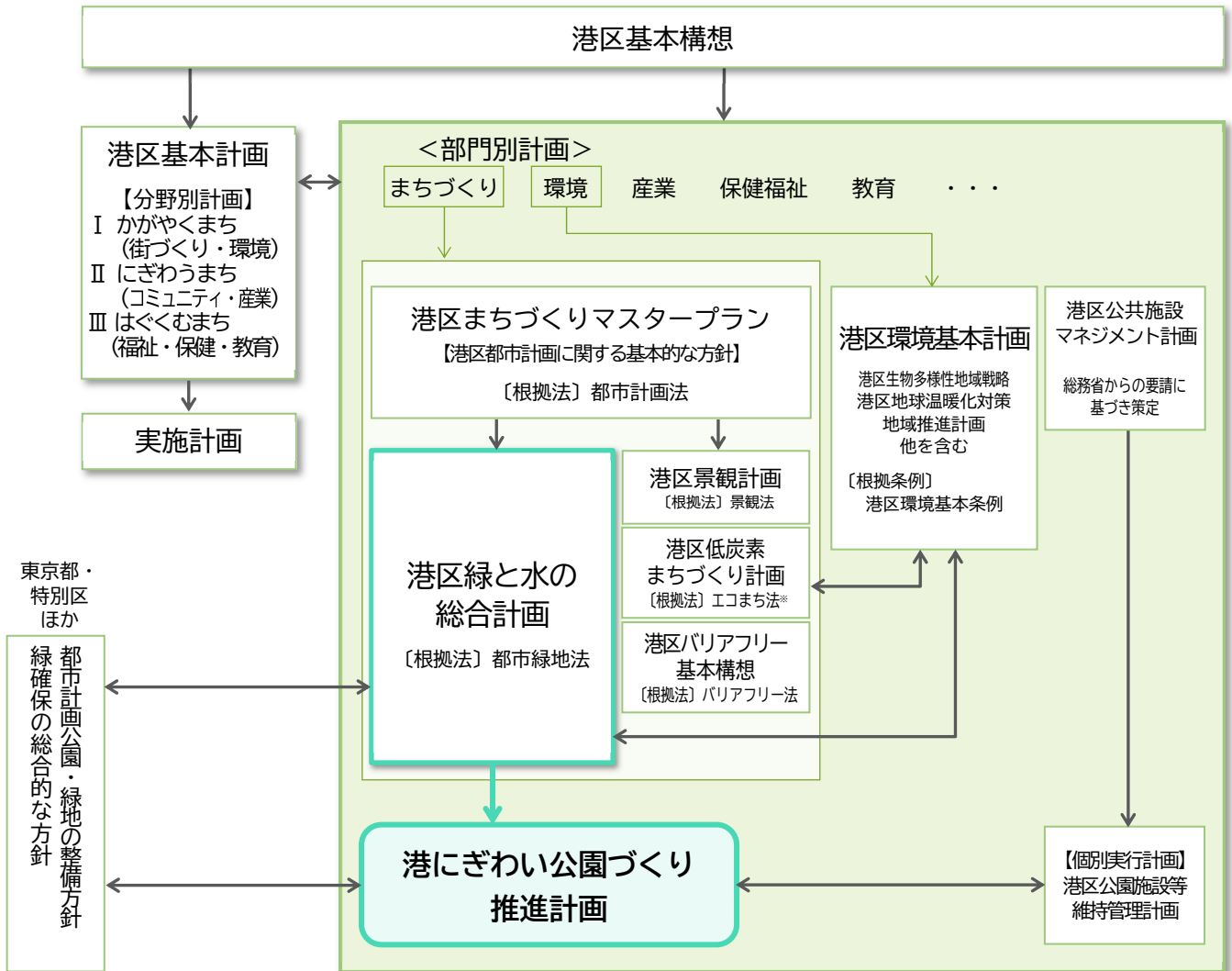
# 第3章 港にぎわい公園づくり推進計画の位置付け

## 1 位置付けと目的

「港にぎわい公園づくり推進計画」は、年齢層に関係なく幅広い人々が利用できる「にぎわいある公園」をめざし、公園・緑地の整備、管理、利用に関する指針となる基本的な考え方と、区、区民、事業者等が協働して進める具体的取組を示したものです。

「港区基本計画」を上位計画とし、特に港区の緑とオープンスペース、水に関する総合的な計画である「港区緑と水の総合計画」の施策を受けて策定するものです。

### ■ 「港にぎわい公園づくり推進計画」の位置付け



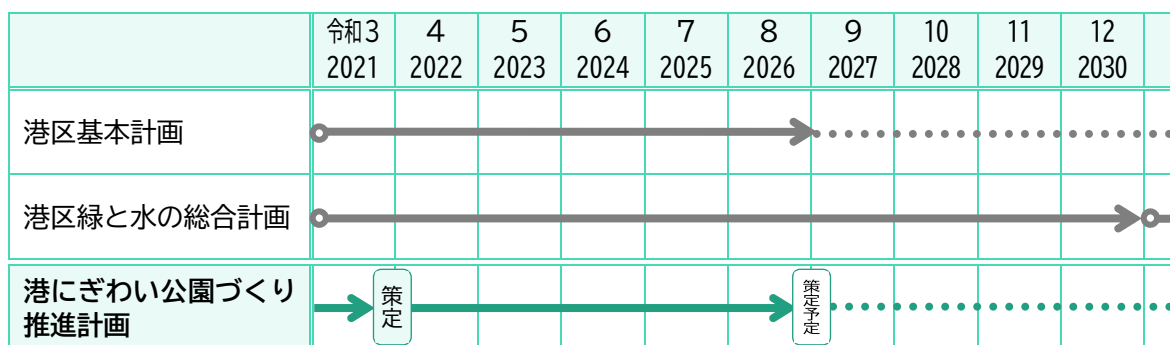
※ 都市の低炭素化の促進に関する法律



## 2 期間

本計画に基づき実施する具体的取組は、「港区基本計画（令和3年度～令和8年度）」との整合を図りつつ、策定から5年後（令和8年度）の実現をめざします。

また、取組の進捗状況や公園等利用実態調査の結果、区を取り巻く社会経済情勢の変化に合わせ策定します。



## 3 対象

本計画は、以下に示す区内の「公園・緑地」及び公衆トイレを対象とします。

区の地域特性を踏まえ、区が設置・管理する公園等のほか、国や東京都の公園、開発事業等により設けられるオープンスペースも対象とします。

### ■ 本計画の対象

公園・緑地	1) 公園等 ・ 区が設置・管理する区立公園、児童遊園、緑地、遊び場
	2) 都の公園、国の公園 ・ 東京都の都立公園、都立海上公園 ・ 国の公園（国立科学博物館附属自然教育園、明治神宮外苑）
	3) オープンスペース※ ・ 公園等と同等の機能を有する民有地の広場や緑地等（総合設計制度による公開空地、その他都市開発諸制度による有効空地等）
公衆トイレ	区が駅前、道路上などに設置した公衆便所 （補完する形で設置された公園等のトイレも対象に含む）

※前方針では「民有空地」と称してきたが、上位計画である「港区緑と水の総合計画」と整合を図り、「オープンスペース」に改める。



## ■ 公園・緑地の整備状況

種別		平成17（2005）年		平成26（2014）年		令和3（2021）年	
		箇所	面積（㎡）	箇所	面積（㎡）	箇所	面積（㎡）
港区の公園等	区立公園	43	257,427	49	303,276	49	321,138
	区立児童遊園	59	34,375	58	41,347	56	41,648
	区立緑地	25	55,623	37	74,852	40	78,873
	区立遊び場	14	16,531	12	10,050	10	8,183
	小計	141	363,956	156	429,525	155	449,842
東京都の公園		7	324,200	8	339,829	8	341,382
国の公園		2	268,600	2	263,716	2	263,716
公園等面積（㎡）		150	956,756	166	1,033,069	165	1,054,939
（参考値）オープンスペースの面積（㎡）※1		134	312,282	175	344,427	189	367,045
人口（人）※2		172,237人		237,145人		258,821人	
一人当たり公園等面積（㎡/人）		5.55㎡/人		4.36㎡/人		4.08㎡/人	

※1 総合設計制度により設けられる公開空地の総面積

※2 住民基本台帳に基づく各年4月1日現在の人口

## ■ 公衆トイレ設置数の推移

	平成17（2005）年	平成26（2014）年	令和2（2020）年
公衆トイレ設置数 （公園等トイレ含む）	96箇所	106箇所	99箇所
うち公衆便所	36箇所	33箇所	32箇所

※公園等トイレは、1公園に2箇所以上のトイレがある場合は、2箇所とカウント

※公衆便所については、前方針策定後、泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の施行に伴い、車町公衆便所を廃止

## 【参考】港区の公園等の制度体系

### 区立公園

- ・都市公園法により都市公園として位置付けられるもので、「港区公園条例」に基づき区が設置、管理するもの。
- ・都市公園法で示された設置基準に則り、施設の設置・管理が行われます。
- ・なお、都市公園ではないが、港区では区立公園に加え、「港区立上下水道施設上部利用公園条例」に基づき、上下水道施設の上部を利用して芝浦中央公園、芝給水所公園を設置・管理しています。

### 児童遊園

- ・児童に健全な遊び場を与えその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設けられた施設。
- ・港区の「児童遊園」は、区独自の「港区立児童遊園条例」に基づき設置・管理を行っています。

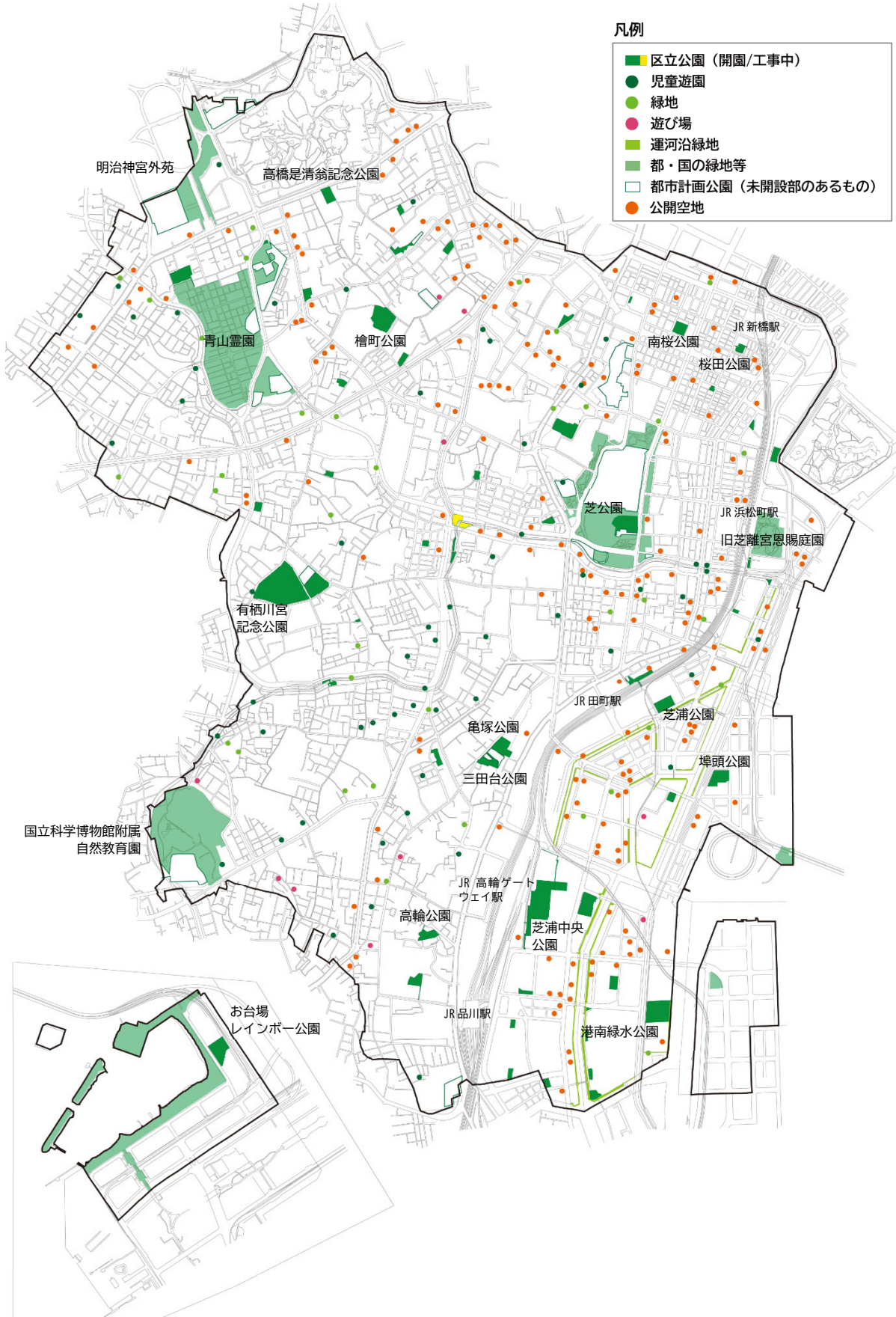
### 緑地

- ・区立公園、児童遊園、遊び場のいずれにも属さない緑地や広場を管理するために設けられた「港区緑地管理要綱」に基づき管理する施設。
- ・「自然環境保全・改善を図り、一般に開放することを目的に植栽や水辺を施した施設」と定義されています。
- ・主に、①開発事業等により設置され区に提供された緑地・広場、②道路敷や古川沿いの植え込み地、③運河の内部護岸の上部開放地（運河沿緑地）の3つのタイプがあります。

### 遊び場

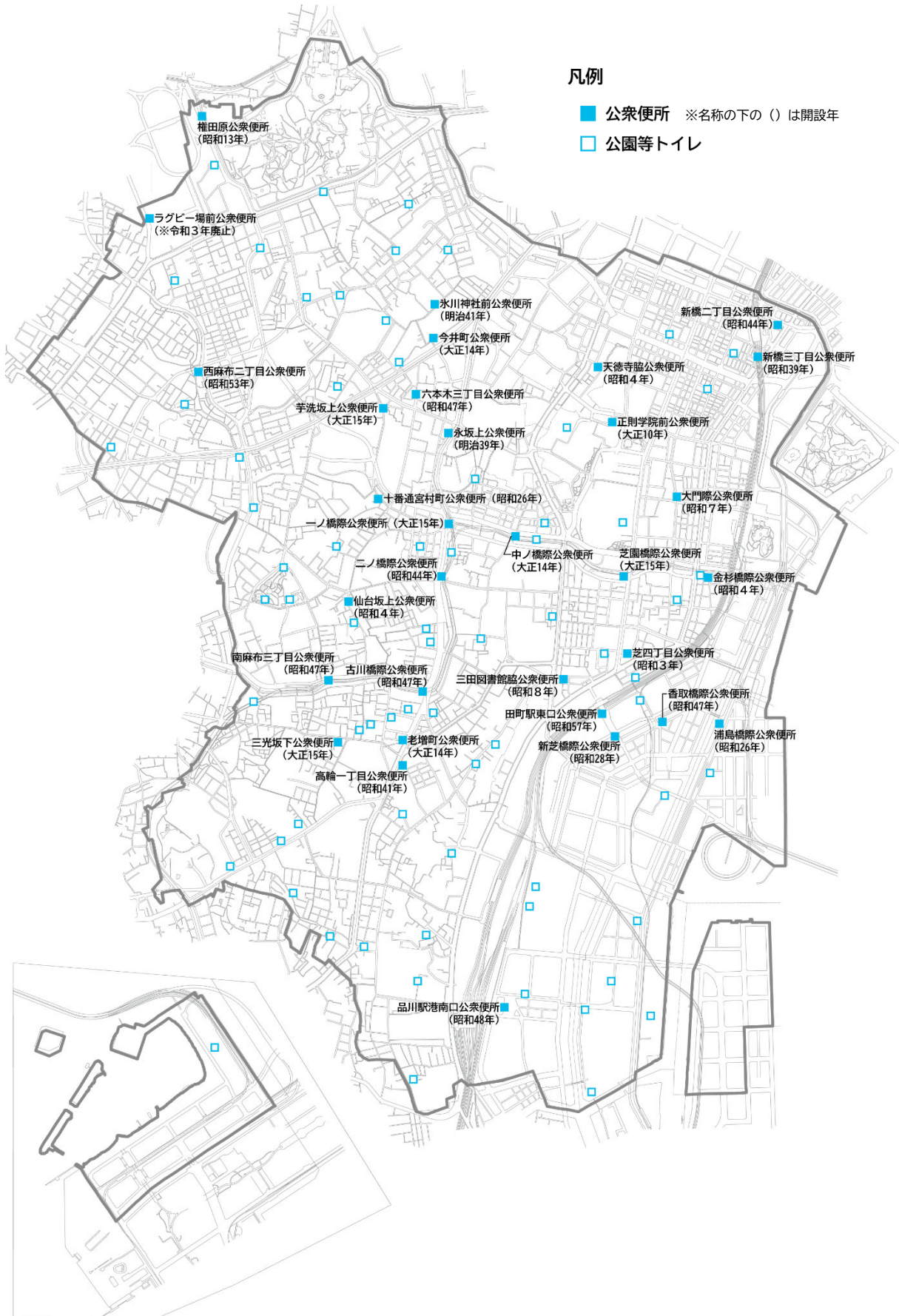
- ・昭和40年代、急増する子どもたちの遊び場を緊急的に確保するために設置された「港区遊び場対策本部」において、遊休地の一時開放として位置付けられた施設。

■ 公園・緑地分布図（令和3年4月1日現在）





## ■ 公衆トイレ分布図（令和3年4月1日現在）



## 第Ⅱ編

みんなで作ろう！にぎわい公園 2022

# 第1章 理念と目標

## 1 理念

### まちにみどりを、暮らしにうるおいを、人々に笑顔をもとにつくるにぎわい公園

連携・協働によって  
地域の共有財産である公園・緑地をつくり、利用し、育て  
楽しくにぎわいのある空間とし、  
公園から、みどりと魅力にあふれるまちづくりを広げていきます。

港区では、「港区基本構想」がめざす将来像「やすらぎある世界都心・MINATO」の実現に向け、まちづくりから産業、環境、福祉・保健・教育まで、すべてがグローバル・スタンダードのやすらぎある都心コミュニティ形成に向けた取り組みを進めています。

その中で港区の公園・緑地が果たしていくべき役割として、大きく次の4つの視点があります。

- ・都市におけるみどりとオープンスペースの核として、また世界に開かれた活力ある都市の基盤施設として、港区固有の自然や歴史を保全しつつ、個性ある都市景観の創造に資するとともに、ヒートアイランド現象に代表される都市環境負荷の軽減や、防災性の向上に寄与していくこと
- ・港区に暮らす人、働く人にとって、都心の市街地にあっても樹木や草木、水辺を通じて、自然や四季の移り変わりを身近に感じ、やすらげる場所であるとともに、日々の利用を通じて人々が集う場となり、暮らしにうるおいを与える存在になること
- ・子どもから大人、お年寄りまで、公園を訪れるすべての人々が楽しさを感じ、笑顔になれる場所であるために、誰もが快適に利用できる空間として、ユニバーサルデザインやダイバーシティの視点を大切にしていくこと
- ・緑豊かな魅力的な空間をもつ公園・緑地に多様な人々が集い、交流することで、まちのにぎわい、魅力を生み出していくこと

そのために、様々な主体との連携と協働によって、人々が集い、交流する場となる公園・緑地を育て、公園からみどりと魅力にあふれるまちづくりを広げていくことを理念として、にぎわいある公園づくりを進めていきます。

## 2 担い手

にぎわい公園づくりは、地域で活動する様々な主体が、それぞれの役割を果たしながら連携・協働することによって進めていきます。

### 区 民

- ・日常生活の中で公園を積極的に利用する。
- ・公園の新設・再整備時のワークショップ等、公園づくりに参加する。
- ・アドプト・プログラム等を通じて、公園の維持管理活動に参加する。

### 事業者

- ・開発事業等のまちづくりに際して、港区らしいみどりとオープンスペースを整備するとともに、積極的に区民に公開する。
- ・地域社会の一員として、区民、指定管理者、区等との協働によりにぎわい公園づくりに参加する。

### 地域で活動する 様々な団体

町会・自治会、商店会、プレーパーク運営団体、エリアマネジメント団体、NPO、企業、学生、大学、など

- ・公園という場を活用しながら、暮らしやすいまちづくり、魅力あるまちづくりに向けた活動を展開する。

### にぎわい公園づくり の担い手

### 公園等の 指定管理者

- ・公園等の維持管理、利用者への対応と利用実態の把握、利用促進、にぎわい創出の取組を担う。

### 区

- ・港区の特性を踏まえて、にぎわいある公園づくりの施策を実施する。
- ・区民、事業者、地域で活動する様々な団体、公園等の指定管理者がにぎわい公園づくりのための行動を行いやすいように、仕組みを整える。



### 3 公園づくりの目標イメージ

都心にありながら豊かな自然に恵まれ、多様な暮らしと都市活動が営まれる国際色豊かなまちである港区において、緑豊かな公園等は活力ある都市を支える基盤（インフラ）として、様々な役割を担っています。

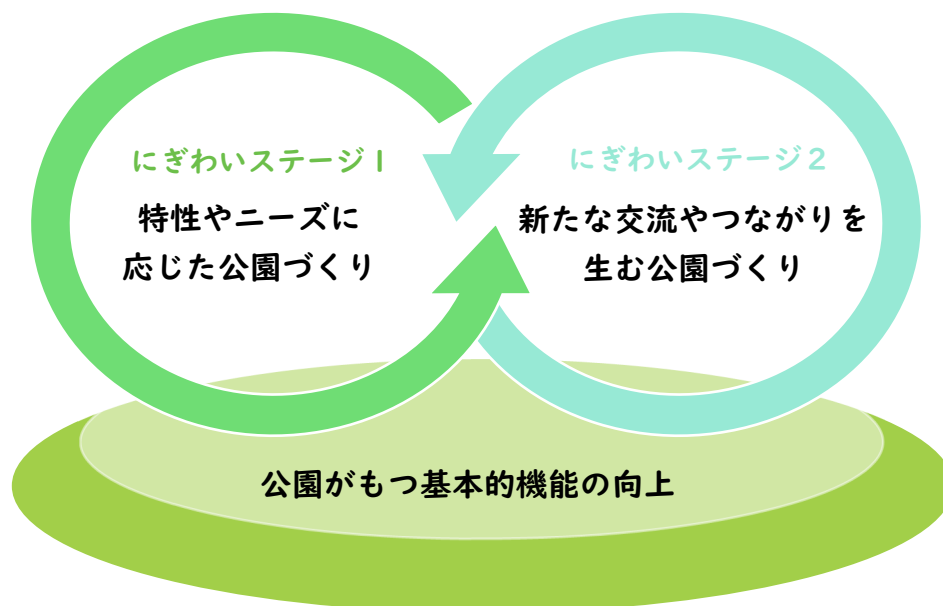
例えば、公園等の中に存在する樹林地や水辺は、都心にあって多様な生き物が生息する貴重な空間であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和に貢献します。また、公園等の中には、地域にゆかりの歴史や文化を伝える資源も多く残されています。

誰もが利用できる空間である公園は、身近な場所で子どもの遊び、休息や散策、健康づくりなど、様々な活動の場を提供するとともに、町会や自治会の行事、アドプト・プログラムなどを通じた地域貢献活動など、人々の交流の場としても重要な役割を担っています。

前方針では、公園が持つ基本的な機能（自然環境の保全、防災、景観形成など）の確保を前提に、ハードの整備と維持管理を主体とした多くの人が利用する公園づくりをにぎわいステージ1、公園の特性やニーズにふさわしいにぎわい機能を強化する利用促進の取組をにぎわいステージ2とし、段階的に「にぎわい公園」の実現をめざしてきました。

この間、指定管理者制度の全面導入によって公園等の利用が活性化した一方で、社会の変化とともに公園等に期待する役割、利用者のニーズにも変化が生じており、これらの変化に合わせて、施設や維持管理を改良しながら利用を促進することが必要になってきています。

「みんなでつくろう！にぎわい公園 2022」では、公園等に期待する役割、利用者のニーズの変化に合わせ基本的機能をアップデートしつつ、ハードとソフトの双方のレベルアップによる好循環を生み出していくという視点に立って、個々の公園等の特性を活かした公園づくりと活用を進めることで、公園から、みどりと魅力にあふれるまちづくりを実現することをめざします。





各ステージでは、公園等に期待する役割、利用者のニーズを反映しながら、連携・協働によって下の図に示す公園づくりをめざします。

にぎわいステージ1では、目標とする公園像に沿って、一つ一つの公園等に特性を持たせた公園づくりを進めます。様々な資源や役割を持つ面積の大きい公園等は、複数の公園像を目標に設定し、多様な利用ニーズに応える公園づくりを進めます。

にぎわいステージ2では、区民、事業者をはじめ地域で活動する様々な主体が連携・協働して公園等を活用していくことで、新たな交流やつながりを生む公園づくりを進めます。

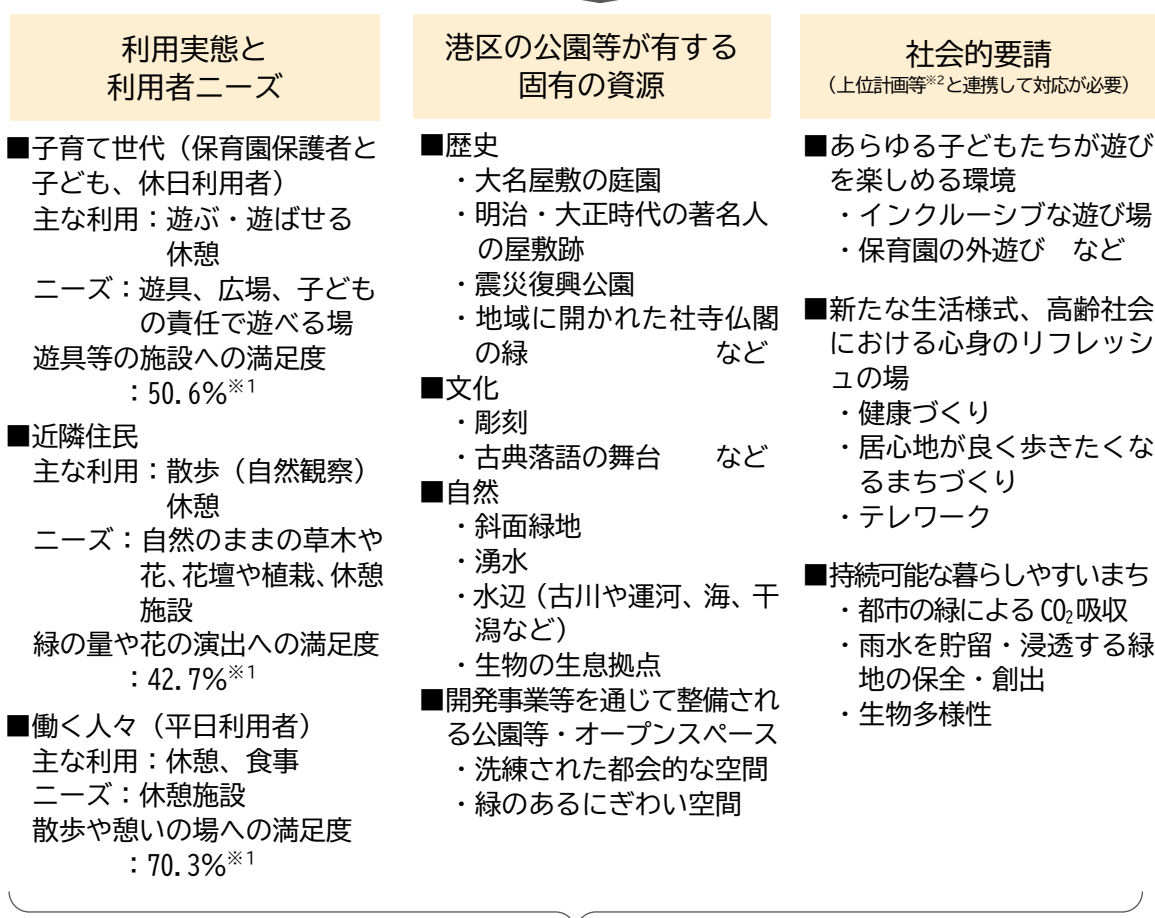


## 【補足】にぎわいステージ1の目標とする公園像について

前方針のにぎわいステージ1は、次の4つの公園像を目標としてきました。

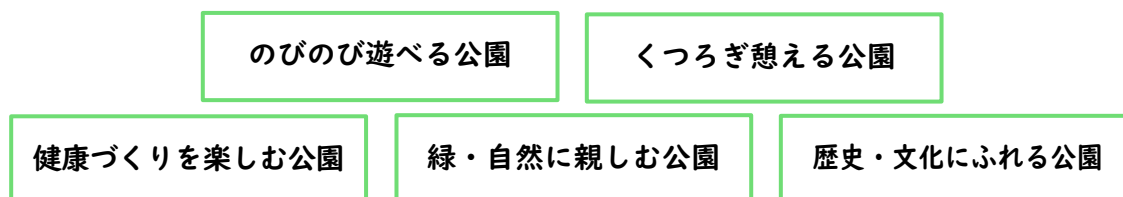
利用実態、利用者のニーズ、港区の公園等が有する固有の資源、公園等への社会的要請を踏まえ、個性ある公園づくりを進めていくため、にぎわいステージ1でめざす公園の方向性を次のように見直しました。

### 前方針のにぎわいステージ1の公園像



### <見直しの視点>

- ・子どもたちの遊びの場を大切にしていくため、「遊び・集う公園」を「のびのび遊べる」とし、自由な活動の場としての集いの機能はあらゆる公園等の活用を通じて実現していきます。
- ・「自然・文化・歴史に親しむ公園」を、近隣住民が自然を感じられる公園と、歴史・文化資源を生かす公園に分け、個性をさらに伸ばしていきます。



※1 令和元年度に実施した「公園等利用実態調査」に基づく満足度

※2 港区基本計画、港区まちづくりマスタープラン、港区緑と水の総合計画、港区環境基本計画 など

## 4 目標水準

### (1) 目標水準の考え方

本計画では、連携・協働によって公園等を楽しくにぎわいのある空間とし、公園から、みどりと魅力にあふれるまちづくりを広げていくため、身近に安心して楽しく利用できる公園を充足させていくという観点から、次の2つの目標水準を設定します。

- 総合的な目標水準 …公園等の量的確保と利用者の満足度に関する総合的な目標
- ステージごとの目標水準…にぎわいステージ1、2の各段階の取組に関するより具体的な目標

### (2) 総合的な目標水準

総合的な目標水準は、歩いて行くことができる身近な場所に公園等が充足していることを量的にめざす「公園等の量的確保」、「身近な場所への一定規模の公園等の充足」と、利用者の満足度の向上をめざす「公園等に対する利用者満足度の向上」を引き続き目標とし、以下の指標・目標水準を設定します。

#### ①公園等の量的確保

上位計画である「港区緑と水の総合計画」において目標としている「公園・緑地の総面積」を着実に達成していくため、同目標を本計画においても公園等の量的確保を指標として設定します。前方針が設定していた民有空地の面積は、開発事業等の動向によって確保される面積が変動することを考慮し、本計画では参考指標に位置付けます。

#### ②身近な場所への一定規模の公園等の充足

公園等が不足する地域を減らしていくため、前方針に引き続き「歩いて行ける範囲に公園等がない住民の割合」を指標として目標を設定します。

#### ③公園等に対する利用者満足度の向上

利用者の満足度を更に高めていくことをめざし、前方針の指標である「総合的な満足度」「公園の使いやすさ」「安心感や安全感」の満足度について、現況値を踏まえ、更なる向上に向けた目標水準を設定します。また、あらゆる人々にとって利用しやすい公園を実現していくため、令和元年度利用実態調査の結果で満足度がやや低い「高齢者や障害者等への配慮」を新たに指標に加えます。

## ■ 総合的な目標水準

目標	指標	現状 (令和3年度)	目標水準 (令和8年度)
公園等の量の確保	公園等の総面積	105.5ha <sup>※1</sup>	106.4ha
	(参考指標) オープンスペースの面積 <sup>※2</sup>	36.7ha	38.6ha
身近な場所への一定規模の公園等の充足	歩いて行ける範囲に公園等がない住民の割合	4.1% <sup>※3</sup>	3%以下
公園等に対する利用者満足度の向上	公園等について「満足」+「やや満足」とする人の割合		
	総合的な満足度	73.3%	80%以上
	公園の使いやすさ	72.3%	80%以上
	安心感や安全感	63.5%	70%以上
	高齢者や障害者等への配慮【新規】	43.7%	60%以上

※1 令和3(2021)年4月1日現在

※2 総合設計制度により設けられる公開空地の総面積

※3 令和3(2021)年4月1日現在の公園等配置及び人口を基に算定

### 【参考】目標の算出方法

#### ①公園等の量的確保

##### ア 公園等の総面積

- ・公園等の総面積の算出方法は、以下のとおりです。
- ・目標水準は、「港区緑と水の総合計画」(令和3年2月)で示した令和12(2030)年度の目標(107ha)から、令和8(2026)年度の値を設定しています。

公園等の総面積 (ha)

$$\begin{aligned}
 &= \text{区の公園等(区立公園、児童遊園、緑地、遊び場)の面積 (ha)} \\
 &\quad + \text{都の公園(都立公園、海上公園〔陸域〕)の面積 (ha)} \\
 &\quad + \text{国の公園(明治神宮外苑、国立科学博物館附属自然教育園)の面積 (ha)}
 \end{aligned}$$

##### イ (参考指標) オープンスペースの面積

- ・オープンスペースの面積は、総合設計制度に基づく公開空地面積について、令和2(2020)年度末の現状値に、直近3か年に申請のあった開発事業における公開空地面積の平均値から求めた5年間の整備見込面積を加えて設定しています。

## ②歩いて行ける範囲に公園等がない住民の割合

- ・歩いて行ける範囲に公園等がない住民の割合の算出方法は、以下のとおりです。
- ・目標値は、前方針の目標水準（令和2年度までに3%以下）が達成されていないことから、次期方針に目標水準を引き継ぎます。
- ・公園等の不足地域においては、都市開発諸制度等によるまちづくりに際して、オープンスペースの適切な配置や整備を誘導することで公園機能を補い、公園等の不足の解消につなげます。

$$\text{歩いて行ける範囲に公園等がない住民の割合（％）} = \frac{\text{歩いて行ける範囲に公園等がない住民の数}^* \text{（人）}}{\text{港区の人口（人）}}$$

※歩いて行ける範囲に公園等がない住民  
歩いて行ける範囲を半径250mとし、その圏内に公園等がない地域に住んでいる人の数（推定値）

※歩いて行ける範囲に公園等がない地域の抽出方法  
区の公園・児童遊園、都・国の公園（ここでは青山霊園も含む）及び隣接区の都市公園（ただし、有料区域を除く）を中心とした半径250m以外の地域

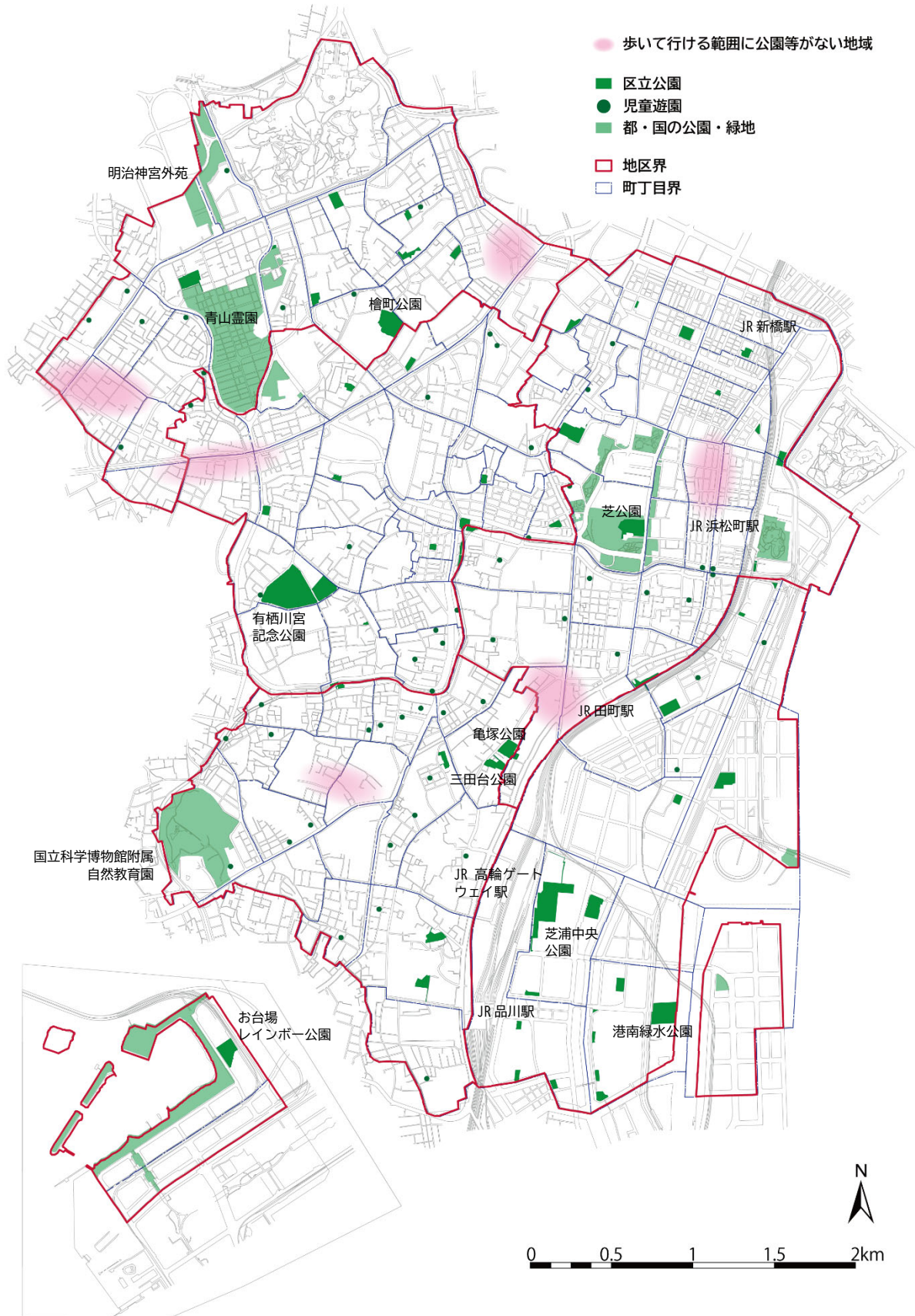
## ③公園等について「満足」＋「やや満足」とする人の割合

- ・区が定期的実施する「公園等利用実態調査」におけるアンケート調査の結果を基に、以下の方法により各項目の満足度を算出します。
- ・目標値は、「総合的な満足度」、「公園の使いやすさ」、「安心感や安全感」の3項目については、前方針が設定した目標水準（それぞれ60%以上）を達成したことから、さらに高い水準を目標に設定します。新たに指標とする「高齢者や障害者等への配慮」については、現在の満足度（43.7%）を踏まえ、60%を超える水準をめざすこととし、目標水準を設定しました。

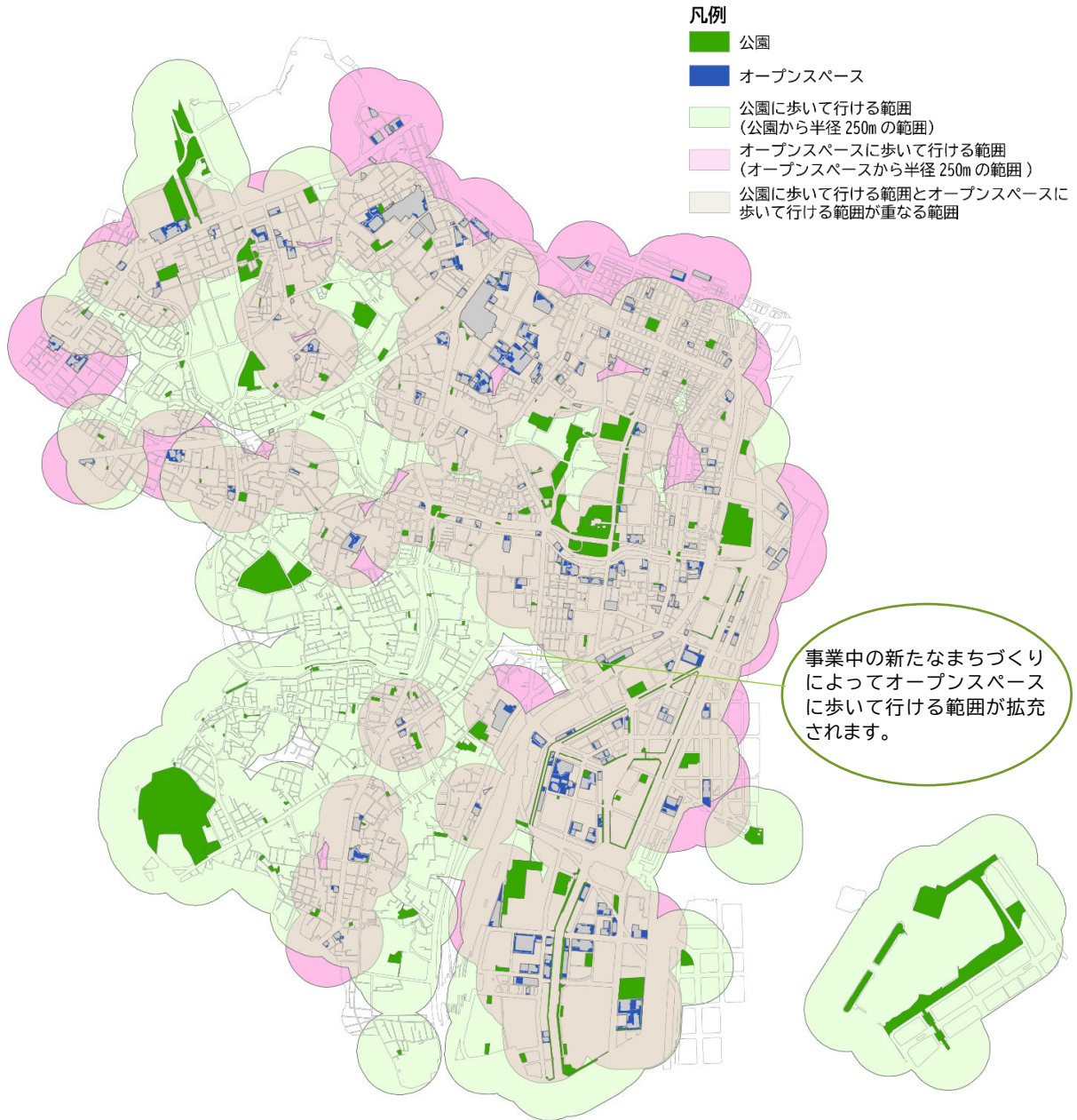
$$\text{満足度（％）} = \text{「満足」の割合（％）} + \text{「やや満足」の割合（％）}$$



## ■ 公園等の不足地域（令和3年4月1日現在）



## ■ 公園に歩いて行ける範囲とオープンスペースに歩いて行ける範囲 (令和2年4月1日現在)



(出典：港区緑と水の総合計画)

### (3) ステージごとの目標水準

ステージごとの目標水準は、にぎわいステージ1、2のそれぞれに目標を設定します。

多くの人々が利用する公園づくりを進める「にぎわいステージ1」では、「特性やニーズに応じた公園づくりによる利用者ニーズの充足」をめざします。

公園の特性やニーズにふさわしいにぎわい機能を強化する利用促進を進める「にぎわいステージ2」では、「新たな交流やつながりを生む、多様な主体の連携・協働の公園づくり」を目標とし、指標を定めます。

#### ①にぎわいステージ1の目標

特性やニーズに応じた公園づくりを進め、様々な利用者ニーズを充足させていくことをめざし、利用タイプ別の満足度を指標に設定します。

目標	指標	現状 (令和2年度)	目標水準 (令和8年度)
特性やニーズに応じた公園づくりによる利用者ニーズの充足	「のびのび遊べる公園」の総合満足度	平日・休日平均 68.6%	平日・休日平均 75%以上
	「くつろぎ憩える公園」の総合満足度	56.6%	70%以上
	「歴史・文化にふれる公園」の総合満足度	86.0%	90%以上
	「緑・自然に親しむ公園」の総合満足度*	83.9%	90%以上
	「健康づくりを楽しむ公園」の総合満足度	72.1%	80%以上
	利用タイプが複合的な公園等の総合満足度	78.8%	85%以上

※ 緑・自然に親しむ公園は、全て利用タイプが複合的な公園等に含まれるため、利用タイプが複合的な公園等のうち、緑・自然に親しむ公園に該当する公園を対象に現状値を算出した。

#### ②にぎわいステージ2の目標

多様な主体の連携・協働によって、新たな交流やつながりを生む公園づくりを実現していくことをめざし、以下の指標を設定します。

目標	指標	現状	目標水準 (令和8年度)
新たな交流やつながりを生む、多様な主体の連携・協働の公園づくり	指定管理者事業、町会等による利用件数 ※1	170件 (令和2年度)	300件
	管理運営に関わる団体等の数 ※2	67団体 (令和3年度)	75団体

※1 指定管理者による自主事業件数と、町会等からの利用申請件数の合計。令和2年度の現状値は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベントが中止・縮小されたため、例年よりかなり少ない件数となっていることから、コロナ以前の令和元年度の水準を目標とする。

※2 アドプト・プログラム参加団体、プレーパーク運営団体等、公園等の管理、運営に参画する団体・組織。令和2年度の現状値は、アドプト・プログラム参加団体のうち公園等で活動する65団体、プレーパーク運営に関わる2団体の合計。目標水準は、「港区緑と水の総合計画」に示された令和12年度のアドプト・プログラム参加団体数の目標値と、プレーパーク事業の拡充等を考慮し設定した。



## 第2章 基本方針と実現に向けた施策

### 1 基本方針

連携・協働によりにぎわい公園づくりの目標を実現するため、次の基本方針に沿って取組を進めます。

#### 基本方針1 個性ある公園をつくり、つなぐ

主な担い手

区、事業者

緑と水の持つ機能を生かした、うるおいある国際生活都市の実現に貢献していくため、公園等の整備を進めます。また、まちづくりに合わせた公園・オープンスペースの整備が多い港区の特色を生かし、連携して人々が憩えるみどりの空間形成を進めます。

既設の公園等について、安心して暮らせるまちづくりを支える基本的な機能の維持・向上を図ります。

##### SDGsのゴールとの関係



#### 基本方針2 公園からまちのにぎわいを生み出す

主な担い手

区、指定管理者  
エリアマネジメント団体

身近な場所で自然とふれあえる、アクティブに体を動かせる、歴史や文化を学べるなど、公園等が持つポテンシャルを生かしたにぎわいのある空間としていくため、指定管理者等と協力して、誰もが安全に快適で利用できる空間の維持に努めるとともに、公園等の魅力の発信、公園等を楽しむメニューやサービスの提供を進めます。

##### SDGsのゴールとの関係



#### 基本方針3 みんなで公園を育てる

主な担い手

全ての主体

公園等の整備、管理と利用の各段階において区民、事業者をはじめとする様々な主体が協働し、公園等の活用可能性を広げていくための仕組みを整えます。

##### SDGsのゴールとの関係



## 2 施策の体系

基本方針	施策の方向		施策	ページ
基本方針1 個性ある公園をつくり、つなぐ	1-1 みどりのネットワークの核となる公園等の整備	1-1-1	公園等の整備	32
		1-1-2	民間と連携した公園等・オープンスペースの確保	33
	1-2 個性を伸ばす公園づくり	1-2-1	遊び空間の創出	35
		1-2-2	特色を生かした公園づくり	36
		1-2-3	計画的な公園等のリニューアル	37
	1-3 公園の基本的機能の向上	1-3-1	インクルーシブな公園の整備	39
		1-3-2	多様な利用者への配慮	40
		1-3-3	防災機能の強化	41
		1-3-4	環境配慮の推進	42
		1-3-5	利便性の向上	43
基本方針2 公園からまちのにぎわいを生み出す	2-1 公園等の魅力の発信	2-1-1	各種媒体等による情報発信	45
	2-2 公園等の特色を生かしたにぎわい創出	2-2-1	公園等を楽しむメニューやサービスの充実	47
		2-2-2	多様な主体との連携による公園活用	49
	2-3 安心して使える公園づくり	2-3-1	遊具等の安全対策と長寿命化	51
		2-3-2	樹木の適切な維持管理	52
		2-3-3	防犯対策の推進	53
		2-3-4	ウィズコロナの公園利用	54
基本方針3 みんなで公園を育てる	3-1 区民協働の公園づくり	3-1-1	公園整備・管理における協働の推進	56
		3-1-2	区民等の意見の収集と反映	58
	3-2 公園等の活用可能性を広げる仕組みづくり	3-2-1	利活用促進に向けた規制緩和の検討	60
		3-2-2	新たな制度の活用	60
	3-3 推進体制づくり	3-3-1	地区ごとの推進体制づくり	63
		3-3-2	公園事業全体の進行管理の仕組みづくり	64

### 3 実現のための施策

主な担い手

#### 基本方針Ⅰ 個性ある公園をつくり、つなぐ

区、事業者

#### 1-1 みどりのネットワークの核となる公園等の整備



##### ◆現状と課題

- 区内の公園等の面積は、都市計画公園の整備、開発事業等に際した提供公園の整備によって着実に増加しています。
- 令和元（2019）年度に、公園まちづくり制度を活用して、都市計画公園霊南坂公園（現：江戸見坂公園）を開設しましたが、現在、未供用となっている都市計画公園については、開設に向けた具体的な整備方針が決まっています。
- 人口増加を背景に一人当たりの公園等面積は減少しています。
- 歩いて行ける範囲に公園等が不足している地域が依然として残されています。
- 一方、区の特性として、大規模な開発事業等により設けられるオープンスペースが多く、公開空地、有効空地などを合わせた数は200か所以上あり、働く人や区を訪れる人たちがくつろげる場を提供する、マルシェや地域のお祭り、音楽イベントを楽しむ機会を提供するなど、公園等の機能の一部を補完しています。近年では、生物多様性への配慮、地域や環境への貢献に関する認証を取得した質の高い緑地もあります。
- これらの公園等とオープンスペースが、港区のみどりのネットワークの拠点となり、斜面に沿って残る緑地や道路に沿って連なる緑、古川や運河の水辺によって結ばれることで、緑と水の多様な機能が発揮されることが期待されています。

参 考 公園まちづくり制度



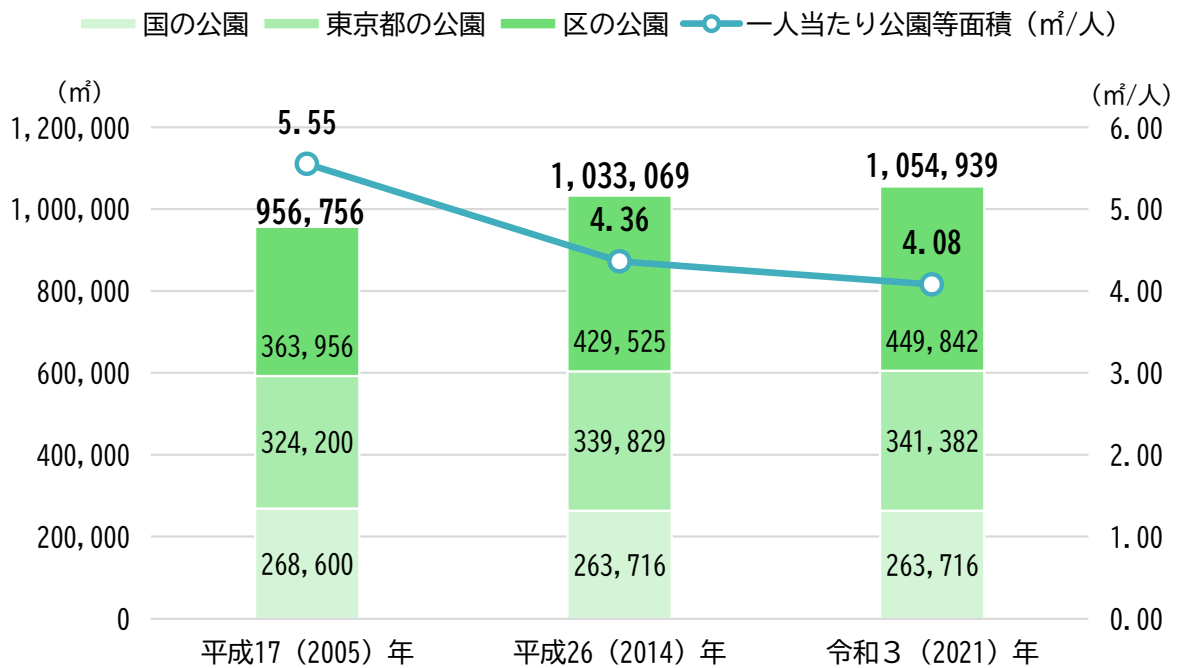
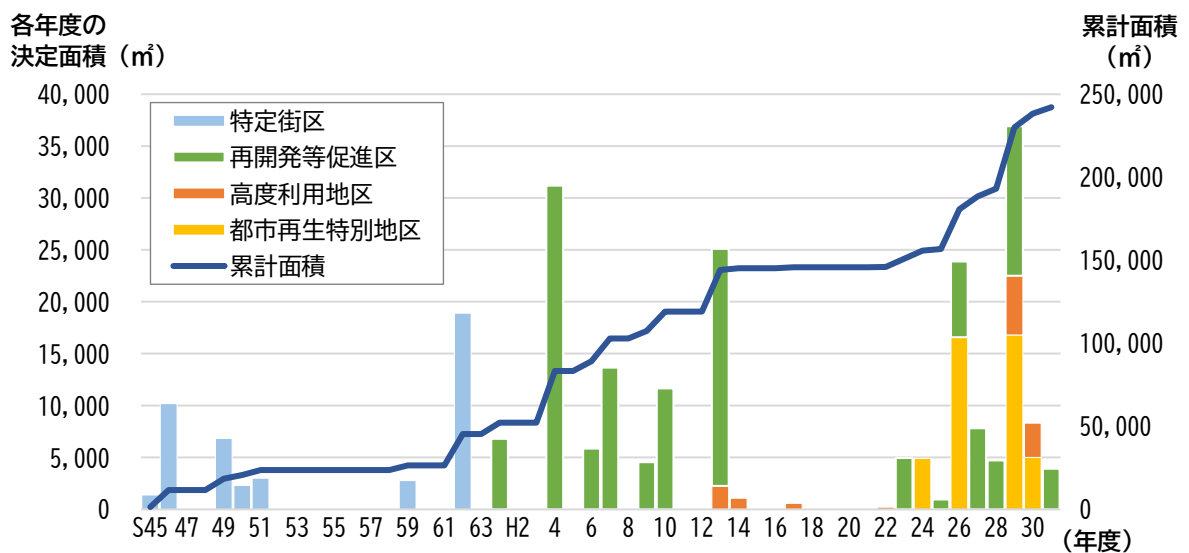


図 公園等面積及び一人当たりの公園等面積の推移



※面積は都市計画決定された広場、緑地等の面積。制度は容積の割り増しを活用したものに分類。

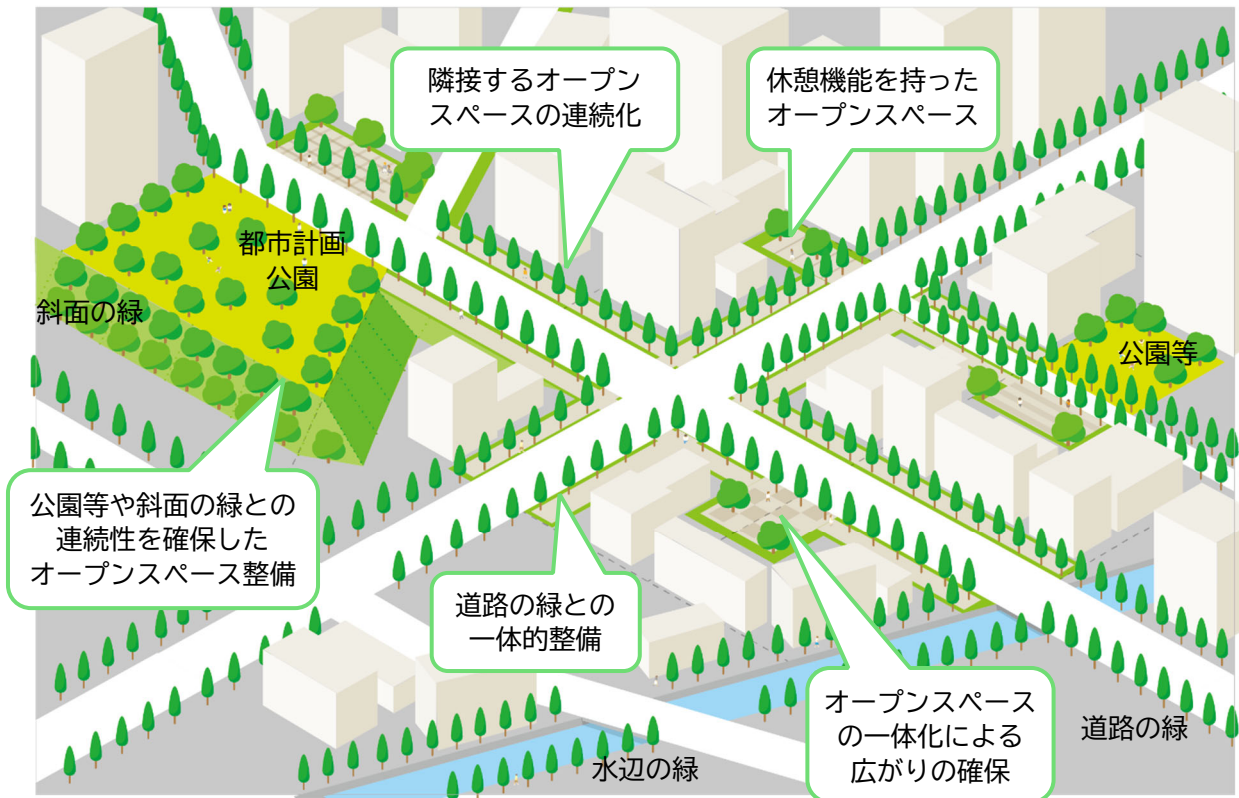
図 大規模な開発事業等により設置されたオープンスペースの各年度の決定面積と累計面積

（出典：港区緑と水の総合計画）

## ◆施策の方向

○民間のまちづくり、東京都と区による公園等の整備が連携・協力して、既存の緑を大切にしながら、みどりのネットワークの核となる公園等の整備を進めていきます。

- ・区民の憩いや交流、ヒートアイランド現象緩和などの都市環境改善、地域の防災活動拠点の機能等を有する都市計画公園の整備を推進します。
- ・公園等の整備、民間の開発事業等と連携した公園、オープンスペースの整備を通じて、公園等の量的水準の確保、公園等が不足する地域の解消を図ります。
- ・公園等やオープンスペースがみどりのネットワークの拠点として機能するよう、隣接する公園等とオープンスペースの一体的整備、斜面の緑や道路の緑などとの連続性の確保などに配慮した適切な配置を誘導します。



公園等やオープンスペースを拠点としたみどりのネットワークのイメージ



## 施策1-1-1 公園等の整備



未開設の都市計画公園の整備、運河沿緑地の連続化など、新たな公園等の整備を進めるとともに、柔軟な事業手法と公園空間の活用により、地域特性に応じた公園等の整備を進めます。

### 【具体的な取組】

#### ①未整備都市計画公園の整備

継続

- 都市計画決定されている区立公園のうち、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月 東京都・特別区・市町）において優先整備区域が設定されている都市計画公園三田台公園（亀塚公園・三田台公園）の整備を推進します。
- 一部未開設部分がある都立芝公園、都立青山公園及び都立明治公園について、区民にとっても魅力的な公園となるよう、東京都に対し整備の要請を継続します。
- 全域が未開設となっている都市計画公園高輪公園と都市計画公園氷川公園については、社寺境内地や庭園等の都市における良好な自然環境を有していることから、緑地としてのオープンスペース機能や公開性、持続性を確保していくため、既存の緑を保全しつつ、目的に沿った制度の活用を検討します。



公園まちづくり制度を活用して整備した都市計画公園霊南坂公園（現・江戸見坂公園）

#### ②地域特性に応じた公園等の整備

継続

- 芝浦水再生センター再構築事業の進捗に合わせ、段階的に上部利用公園の拡充が図られるよう東京都下水道局と調整し、区民の意向が反映された公園の整備を進めます。また、JR高輪ゲートウェイ駅東側連絡通路の整備により、JR高輪ゲートウェイ駅と芝浦水再生センター上部利用公園までのアクセスを確保します。
- 平成29（2017）年の都市公園法改正により、都市公園の占用施設として保育所その他の社会福祉施設（通所型）の設置が可能となり、港区においても港南緑水公園に保育園を設置しました。保育や福祉に対する地域のニーズを捉えながら、公園としての機能を損なわない範囲で柔軟に公園空間を活用します。

## 施策1-1-2 民間と連携した公園等・オープンスペースの確保



都市開発諸制度等によるまちづくりに際して、区民や就業者、来街者が利用しやすく、地域の魅力向上につながるオープンスペース等の適切な配置や整備を誘導し、身近な公園等の不足の解消につなげます。

### 【具体的な取組】

#### ①提供公園等の整備誘導

継続

○市街地再開発事業等の大規模開発によって確保され、区に移管される提供公園等について、周辺の公園等及び民有地との一体的な空間創出や連続性の確保、区民や就業者、来街者の利用しやすさ、地域に必要とされる緑と水の機能などの観点から、配置や整備内容等について指導・誘導を行います。

#### ②オープンスペースの整備誘導

充実

○都市開発諸制度によって確保される公開空地等が、利用者にとって心地よく、快適に楽しめるみどりの空間となり、エリア全体の魅力向上につながるよう誘導します。  
○市民緑地制度の活用などにより、民間主導による公園的性格を持ったオープンスペースの創出・活用を支援します。

#### <提供公園等及びオープンスペースの整備における主な要請事項>

- ・周辺の公園等や公共施設、公開空地等との連続性に配慮した設置
- ・古川、運河、海などの水辺を生かした施設整備
- ・港区緑と水の総合計画及び緑化基準に基づく質の高い緑化、既存の自然や緑を活かしたオープンスペース整備
- ・ゼロカーボンシティの実現に向けた適切な樹木管理と自然環境の保全、再生エネルギー設備の導入
- ・多くの子どもが集中的に利用するなど公園等の混雑度が高いエリアにおける子どもの利用に配慮した施設整備
- ・地域防災への貢献、帰宅困難となった施設利用者への支援につながる防災設備の設置
- ・一般に公開された場所であることを示す、わかりやすい案内表示の設置
- ・エリアマネジメント団体等と連携した公園等・オープンスペースの管理・活用

関連する計画

港区まちづくり  
マスタープラン



港区緑と水の  
総合計画

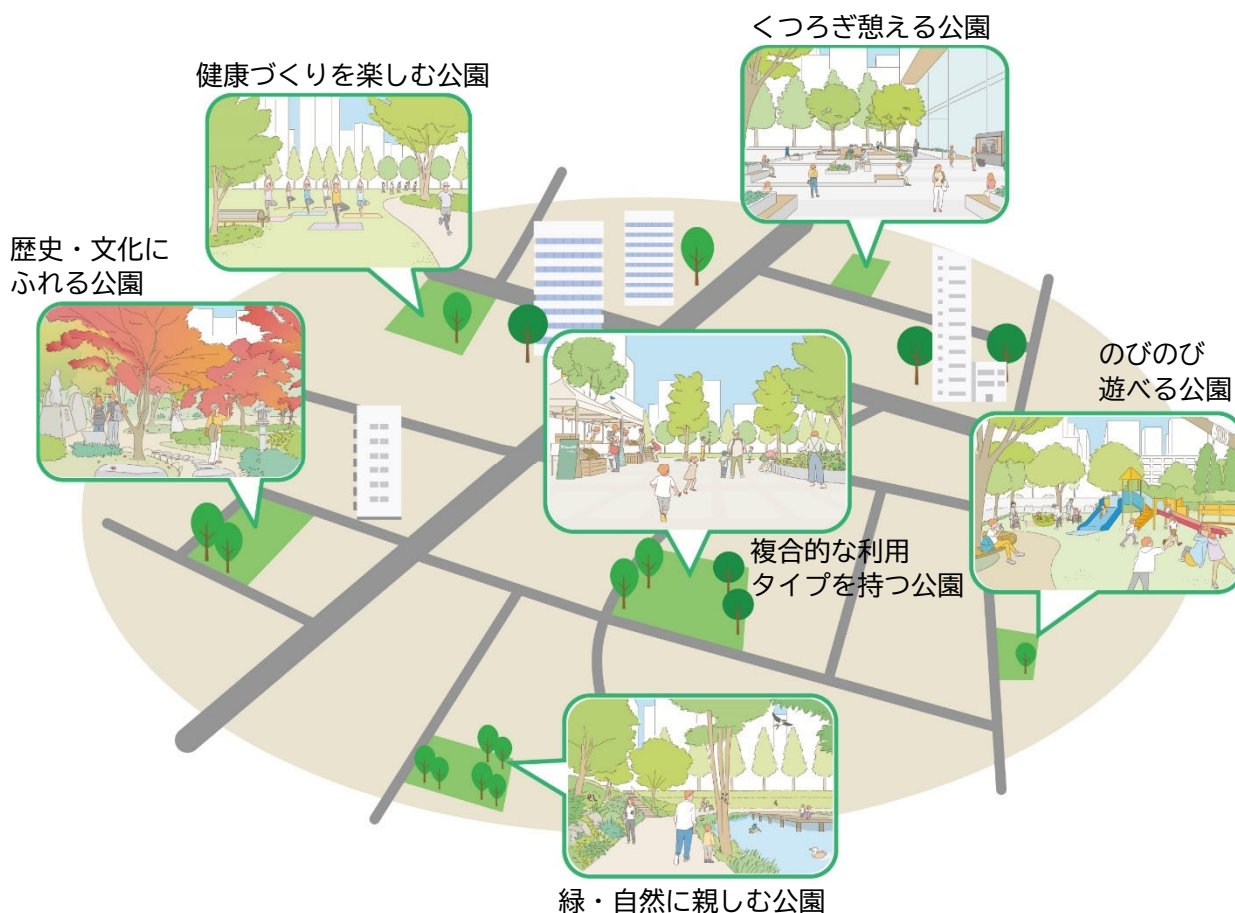


### ◆現状と課題

- 公園は、誰もが利用できる空間であり、子どもの遊び、休息や散策、スポーツなど、様々なレクリエーションの場として重要な役割をもっており、求められる役割や区民ニーズは年々多様化しています。また、施設の老朽化や公園等周辺の土地利用や人口構成の変化等により、既存の施設が利用者のニーズに合わなくなっている公園等があります。さらに、敷地の小さな公園等は、設置できる施設に限りがあるため、多様化するニーズを必ずしも受け止めきれない現状があります。
- 多様化する保育需要に応えるため、認証保育園の設置が進んでいます。公園等が園庭のない、または狭い保育園の代替園庭、外遊びの場として利用されており、利用が集中し、混雑が感じられている地域もみられます。

### ◆施策の方向

- にぎわい公園づくりステージ1の目標に挙げた5つの公園像に応じた利用タイプを各公園等に設定し、区民のライフスタイルに合わせて選べる環境をつくっていきます。
- 公園等の周辺の状況や利用の変化に伴い、施設内容が利用実態に合わなくなった公園等については、利用タイプを見直し、利用タイプに即した再整備を進めます。



利用タイプの異なる公園等の配置イメージ



子どもの人口が多い地域に立地し、比較的面積が大きい公園等について、多様な年齢層の子どもたちがそれぞれに自由な遊びを楽しめる「のびのび遊べる公園」に位置付け、遊びの空間の充実を図ります。

【具体的な取組】

①遊び場の確保

新規

- 地域の子どもたちが安全に遊べる身近な場所、地域の大人や高齢者にとっても身近なコミュニティ形成の拠点の一つとして、安心して集い和める魅力ある公園・児童遊園を整備します。
- 公園等の利用実態を踏まえ、遊びの場として利用できる公園等が少ない地域における遊具等の施設整備、保育園の代替園庭となることを考えた施設整備（乳幼児の利用を考慮したトイレ、水飲み等）を進めます。
- 遊び場の整備計画については、乳幼児向けの遊具、小学生向けの遊具、自由に遊べる広場など、多様な遊びの場が確保されるよう、周辺公園等の遊具の配置状況や小学校・保育施設等を含めた地域の声を踏まえて策定します。
- プレーパークやあそびのきちを開催し、子ども達が自然に触れあい、自由に遊べる空間を提供します。

②遊びの空間のリニューアル

継続

- 「のびのび遊べる公園」において、既存の遊具等の老朽化に伴う改修時期に合わせ、地域のニーズを取り入れながら、遊具の改修、自由な利用やボール遊びができる広場の整備・柔軟な運用を進めます。
- 子どもの多様な遊びや体験、学習の場として公園等が活用されるよう、社会的ニーズを捉えた施設の導入を随時検討します。

関連する計画

港区緑と水の総合計画



子どものあそび場  
づくり 20 の提言



## 施策1-2-2 特色を生かした公園づくり



古川や運河の水辺、草地や樹林地などの自然とそこにすむ生きもの、地域の歴史や文化などの資源を生かした公園づくりを進めます。

### 【具体的な取組】

#### ①水にふれあう公園づくり

継続

- 区民が水辺に親しめる空間を充実させていくため、古川の護岸整備に合わせて、隣接する公園や緑地等を活用した親水空間を整備します。
- 運河沿緑地が橋りょうにより分断されている箇所連続化を図ることで、水辺の散歩道としてのネットワーク形成を更に推進します。
- 子どもたちが水遊びに利用するじゃぶじゃぶ池について、安全面・衛生面の向上を図ります。

#### ②自然を生かした公園づくり

充実

- 身近な自然とのふれあいの場となる公園等を「緑・自然に親しむ公園」に位置付け、草地や樹林地、水辺などの多様な環境を保全するとともに、新設・改修の機会を捉えて、野鳥や昆虫の餌となる植物の植栽、子どもたちが自然とふれあい学ぶ場となるビオトープや田んぼ等、生物の生息空間の形成を進めます。
- 区がめざす自然環境の保全・再生のシンボル「カワセミ」が採餌、営巣できる環境に配慮した整備・管理を行います。
- 生物多様性を高める自然環境の保全・再生の重点箇所に選定した4箇所の公園において、「生物多様性を高める自然環境の保全・再生の重点箇所における管理・運営方針」に基づき、区、指定管理者、区民等の主体が連携して、保全・再生の取組を進めます。



生物多様性を高める自然環境の保全・再生の重点箇所

#### ③歴史・文化を生かした公園づくり

継続

- 区内には、かつての屋敷跡などに立地し、庭園や屋敷の遺構、石碑等が残されている公園等や、パブリックアートとして整備した彫刻のある公園等があります。これらの公園等を「歴史・文化にふれる公園」に位置付け、公園等の整備・改修時には地域のニーズを取り入れながら、可能な範囲でこれらの資源を生かしていきます。
- 庭園や遺構、石碑、彫刻等を長期間良好な状態を保つため、継続的な維持管理を行います。

関連する計画

港区緑と水の  
総合計画



港区環境  
基本計画



## 施策1-2-3 計画的な公園等のリニューアル



公園等の周辺の状況や利用の変化に伴い、施設内容が利用実態に合わなくなった公園等について、利用実態に即して利用タイプを見直し、施設の再整備を進めます。

### 【具体的な取組】

#### ①利用者ニーズに合わせた公園等への再整備

継続

○主に商業・業務系の地域に立地し、利用者の大半が就業者等である公園については、「くつろぎ憩える公園」として位置付け、既存の施設が子どもの遊び向けとなっている場合は、施設の老朽化等による改修時期や周辺の開発動向等を捉えて、遊具等を撤去し、休息のためのベンチ等の施設を充実します。

#### ②高架下の有効活用による特色ある公園整備

継続

○高架下の公園等について、高架が雨除けになる、利用に伴って発生する音が周囲の気になりにくいといった特徴を生かし、軽スポーツができる遊び空間等として再整備、活用していきます。なお、再整備に当たっては、地域及び首都高速株式会社と十分に協議を行います。



高架下に設置された公園 左：三光児童遊園 右：奥三光児童遊園

#### ③ドッグランの設置

継続

○区では、平成23(2011)年3月に策定した「区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方」に基づき、芝浦中央公園、港南緑水公園にドッグランを設置しています。犬の散策利用、ドッグランの設置には一定のニーズがあるものの、設置条件を満たす公園等が少なく、整備が進んでいない現状があります。

○このため、引き続き区立公園や都立公園での設置検討を進めるとともに、開発事業等を通じて整備される公園、オープンスペースの利用や、規模を縮小したドッグランの設置も含め検討していきます。



### ◆現状と課題

- 誰もが使いやすい場所としていくため、区では出入り口や園路の段差解消、水飲みの改善などのバリアフリー化を進めてきましたが、令和元（2019）年度に実施した「公園等利用実態調査」では、高齢者や障害者等への配慮に関する満足度は他項目より低い結果となっており、更なる改善が必要です。
- 緑や水辺を有する公園等は、生物の生息・生育環境の保全・創出、ヒートアイランド現象の緩和などの環境機能、災害時の避難・集合場所など、多様な機能を担っています。

### ◆施策の方向

- ユニバーサルデザインの考え方を基に、遊具や園路、水飲み、案内板などの施設の改善を進め、公園等を利用する様々な人々にとって利用しやすい公園づくりを進めるとともに、利用者の利便性向上に資する様々な機能の強化に取り組みます。
- 防災・減災、都市環境の保全を支えるインフラの一つとして、公園等の防災機能の強化、環境に配慮した公園等の整備・管理を進めます。



障害の有無や国籍などに関わらず、子どもたちが安全に楽しく一緒に遊べるインクルーシブな遊び場を整備するとともに、多くの人が自由に利用し、幅広い人の関りが得られるようにするための情報発信を進めます。

### 【具体的な取組】

#### ①インクルーシブな遊び場の導入

新規

○障害の有無や国籍などに関わらず、子どもたちが安全に楽しく一緒に遊べるインクルーシブな遊び場の導入を検討し、公園等の再整備・改修の機会を捉えて整備を進めます。

#### ②インクルーシブな遊び場に関する情報発信

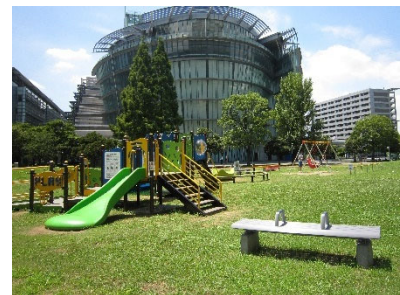
新規

- インクルーシブな遊び場の整備検討段階から、様々な人に遊び場の性格や特徴も含めて広く知っていただけるよう、広報や宣伝を行います。また、開設後も、指定管理者、地域の専門家等と連携して、インクルーシブな遊び場のコンセプトを利用者に伝える活動を進めます。
- インクルーシブな遊び場を知った様々な利用希望者が、スムーズに施設の様子を知り、自分に合った利用の判断ができるよう、公園に関するきめ細やかで分かりやすい情報提供を行います。

### 【参考】インクルーシブな遊び場

インクルーシブな遊び場とは、ユニバーサルデザインの視点で整備した、障害の有無や国籍などに関わらず、あらゆる子どもたちがいっしょに遊ぶことができる遊び場です。

誰もが自分らしく輝くことのできるダイバーシティの実現に向けて、都立砧公園、都立府中の森公園をはじめ、各地でインクルーシブな遊び場の整備が進んでいます。



シンボルプロムナード公園に期間限定で設置されたインクルーシブ遊具

子どもを連れた利用者、高齢者、障害者、国内外から区を訪れる来街者など、区内の公園等を利用する様々な人にとって使いやすい場所となるよう、バリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設や案内表示の設置を進めます。

【具体的な取組】

①公園施設のバリアフリー化

継続

- 「港区バリアフリー基本構想」に基づき、誰もが安心して快適に公園が利用できるよう、主要な園路、水飲み、案内板、トイレ等のバリアフリー化を推進します。また、整備の際は、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に沿った公園づくりを進めます。

②障害者や外国人にもわかりやすい案内表示の設置

継続

- 全ての人にわかりやすい情報提供を行うため、外国語併記やピクトグラム、「やさしい日本語」を用いた案内板、触知案内板の設置など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた案内表示の設置を進めます。

■「港区バリアフリー基本構想」に基づく都市公園特定事業

出入口・園路	・十分な出入口幅や園路の幅員の確保、段差や勾配の平坦化、道路から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置をするなど、経路の連続性に配慮
トイレ	・多機能トイレの設置とあわせて、多機能トイレを必要としている車いす使用者等が利用しやすいよう、トイレ全体で機能の分散を図り、いつでも利用しやすいトイレを検討
遊具	・障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に遊ぶことができるユニバーサルデザイン遊具の設置を検討
休憩施設	・日陰の確保やベンチや車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置するなど、休憩施設を整備
案内設備	・バリアフリー化された経路や、バリアフリー設備やトイレの配置等の施設の情報を誰もが知ることのできるピクトグラムや多言語を用いた案内表示を設置

関連する計画

港区バリアフリー基本構想



東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル





災害発生時に身近な公園が一時的な避難生活や復旧活動の場として役立つよう、防災施設の設置を進めます。

【具体的な取組】

①防災施設の設置

充実

- 広域避難場所や地域集合場所に指定されている公園、今後整備・改修が計画されている公園等について、「災害時用マンホールトイレ整備方針」に則って、マンホールトイレを計画的に設置します。また、かまどベンチ等の防災施設の整備、災害対策用井戸や非常用受水槽の適切な維持管理を進めるとともに、非常電源付き照明灯や災害時にテントとして利用できるパーゴラ等、新しい機能を持った防災施設の導入についても検討します。
- 災害時にマンホールトイレの機能を確保するため、接続される下水道管の耐震化について、東京都下水道局と調整していきます。
- 津波による浸水が想定される地域内の公園等を中心に、海拔表示板を設置します。
- 単独の公園等では十分な敷地の確保が難しい場合は、近隣の複数の公園等の連携によって防災機能を確保していきます。
- 公園等に設置した防災施設について、定期的に防災訓練などで使用することで、利用方法を周知します。
- 帰宅困難者等が集積または通行する大規模な公園等を中心に、公園等の機能に支障のない設置場所、周辺環境に配慮しながら、災害時に緊急情報と飲料を提供できるデジタルサイネージ付き自動販売機の設置を検討します。

②雨水の地下浸透の促進

継続

○港区は、雨水が浸透しにくい宅地や道路等の土地利用の割合が高く、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨が増えていることから、都市型水害への対策を進めることが求められています。区では、園路等への透水性舗装の整備、南桜公園、亀塚公園、区立芝公園など9園で雨水貯留槽設置を進めてきました。今後も公園等の整備を進める際には、雨水貯留槽・浸透施設の設置、透水性舗装の整備を進め、水害による被害の減少と、健全な水循環系の保全・構築を進めます。



かまどスツール

公園内に設置した  
雨水浸透施設

関連する  
計画

港区緑と水の  
総合計画



港区  
地域防災計画



港区防災  
街づくり  
整備方針



## 施策1-3-4 環境配慮の推進



ゼロカーボンシティの実現に向けた施設の省エネルギー化、ヒートアイランド現象の緩和、屋外での喫煙の防止など、都市環境の改善、快適な生活環境の提供に向けた取組を推進します。

### 【具体的な取組】

#### ①ゼロカーボンシティの推進

充実

- ゼロカーボンシティの実現に向け、施設の整備・改修に際して、照明のLED化、太陽光発電設備付きの照明灯、国産木材を活用した施設の設置など、環境配慮型の製品・資材の導入を進めます。
- 環境にやさしいライフスタイルを促進する取組の一つとして、マイボトルに給水できる設備の設置を検討します。導入にあたっては、企業等からスポンサーを募るなど、民間との連携についても検討します。
- 適切な樹木管理と自然環境の保全により、CO<sub>2</sub>の吸収量の確保を図ります。

#### ②ヒートアイランド対策の推進

充実

- 公園等におけるヒートアイランド対策として、地表面の温度上昇を抑制するため、高木の植栽、裸地の芝生化・草地化などによる緑被地の創出、水面の確保、園路等への保水性舗装の整備を推進します。
- 公園等のパーゴラ等に藤棚やよしずを設置し、緑陰を確保します。
- 公園等の利用者に向け、熱中症への注意喚起を行います。

#### ③緑資源の有効活用

継続

- 公園等の維持管理を通じて収集される落ち葉、剪定枝、刈芝、草等を再資源化し、有効利用します。

#### ④受動喫煙に配慮した環境づくり

継続

- 区では「みなとタバコルール」に基づき、屋外の公共の場所※において指定喫煙場所以外での喫煙を禁止しています。看板、プレート等の設置、巡回指導員による指導・啓発を通じてルールの周知・徹底を進めます。
- 公園や緑地において、「みなとタバコルール」が徹底されず、喫煙場所を設置することが現状の改善に有効な場合、地域住民の意見等を踏まえ、指定喫煙場所の設置を検討します。
- 喫煙所を設置する際は、分煙効果の高い屋外密閉型喫煙所の設置を検討します。

※区内の道路、公園、児童遊園、公開空地その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）



高橋是清翁記念公園指定喫煙場所

関連する  
計画

港区低炭素  
まちづくり  
計画



港区緑と水の  
総合計画



港区環境  
基本計画



公園等を訪れやすく、利用しやすい場所としていくため、利便性向上につながる施設の充実を図ります。

【具体的な取組】

①シェアリングポートの設置

継続

○区では、放置自転車対策、環境負荷の低減、区民の利便性の向上、地区内の回遊性を高め、観光振興や商店街振興など関連する施策の推進等を目的に、港区自転車シェアリングを進めています。この中で公園等へのアクセス性を高めるとともに、公園等を拠点として地域を回遊する機会を創出できるよう、歴史・文化資源やレクリエーション施設のある大規模な公園等を中心に、自転車シェアリングのポートの設置を進めます。



公園内に設置したシェアリングポート  
(塩釜公園)

②Wi-Fi利用環境の充実

新規

○公園等で休憩をしながら動画や音楽を楽しむ、テレワークの気分転換に公園等で仕事をするなど、多様な利用を実現できるよう、Wi-Fi利用環境の充実を検討します。

③混雑状況の配信

新規

○区民や観光客が安全・安心かつ快適に過ごせる「新しい生活様式」に対応した公園利用環境の実現をめざし、既存の混雑情報提供サービスを活用しながら、利用者へのリアルタイムな情報発信を検討します。

## 基本方針2 公園からまちのにぎわいを生み出す

区、指定管理者  
エリアマネジメント団体

### 2-1 公園等の魅力の発信



#### ◆現状と課題

- 区では、公園等を地図で紹介する「港区の公園」の発行や、区ホームページ上での公園等の紹介などによって、公園等の情報を紹介しています。また、指定管理者が各地区の公園等を紹介するホームページなどによって、公園等の魅力やイベントなどの情報発信を行っています。新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、身近な公園等を利用する人も増えており、どこに、どのような特徴を持った公園等があるかを利用者に伝えていくことは、利用の分散を図る上でも重要な取組となっています。
- 区内には、地域にゆかりの自然、歴史、文化などの資源を有する公園等が多数あり、案内板、解説板の設置を進めていますが、地域の資源、魅力としての価値が利用者に十分伝わっていないものもあります。

#### ◆施策の方向

- 区の広報媒体、SNS等を用いて情報発信を進めるとともに、指定管理者事業を通じた公園等の魅力の発信を進めます。



様々な媒体を用いて公園等の利用を促す情報を積極的に発信していくとともに、区の魅力の一つとして公園等の存在をPRしていきます。

【具体的な取組】

①各種広報媒体、SNS等を利用した情報の発信

充実

- 区のホームページ、「ちいばす」の車内、「広報みなど」、公園や地域の掲示板等、既存の各種広報媒体、各部・総合支所の公式SNS（Twitter・Facebook・Instagram等）や、指定管理者が開設するホームページ等により、公園等の施設紹介、イベント情報等を発信します。
- 観光振興、子育て支援、健康づくりなど他施策と連携し、利用者層に合わせた情報発信を進めます。

②利用を促すサイン等の設置

充実

- 公園等に存在する自然や歴史・文化をより多くの方がふれあい、楽しめるよう、自然資源や歴史・文化資源が存在する公園等において、解説板等を充実します。
- 禁煙、ごみの持ち帰りなど利用マナーを啓発する案内板を設置し、他者の迷惑となるような行為を控えるよう呼びかけるだけでなく、「ベンチでくつろげる」、「やわらかいボールで遊べる」、「自然とふれあえる」など、「公園等でできること」を利用者に積極的に伝えていく案内表示や、歩いて行ける範囲にある近隣の公園等の案内の設置を検討します。



公園でできることを伝えるサインの例  
(出典：豊島区ホームページ)

③ロケ地としての公園の活用

継続

- 東京都のロケーションボックスなどを通じて、区立芝公園、イタリア公園など、特徴的な魅力のある公園等をロケ地として活用し、シティプロモーションにつなげていきます。活用の際には、一般の利用を阻害しないよう、関係部署と十分に調整するとともに、撮影者に対し適切な指導を行います。



### ◆現状と課題

- 指定管理者制度の全面導入により、日常の維持管理及び利活用促進に関する事業の大部分を指定管理者が担う体制に移行し、情報発信、イベント等の取組が活性化しています。
- しかし、集客が見込める大規模な公園等だけでなく、日常的な利用者が少ない公園等もあり、指定管理者だけが利活用を担うことには限界があります。
- 大規模な開発事業等が行われた地域では、民間が主体となって、地域のまちづくりや地域経営に取り組むエリアマネジメント団体が活動しています。今後、まちづくり活動の一環としてエリアマネジメント団体による公園等の維持管理・活用が増えることが予想されます。
- 身近な公園等は、地域の町会・自治会の行事や防災訓練など、地域コミュニティの交流の場としても活用されており、引き続き活用を促進していくことが必要です。

### ◆施策の方向

- 指定管理者の創意工夫による利活用を更に進めていくとともに、地域の様々な主体と指定管理者や区が連携した公園等の利活用、区の他分野の施策・事業を通じた公園等の利活用を多面的に進めていきます。また、エリアマネジメント団体による公園等とオープンスペースとの一体的な活用により、更なる公園等のにぎわい創出を図ります。





公園等の立地や特性を生かし、遊び、環境学習、健康づくり、季節行事など、様々な利用プログラムやサービスを提供し、公園等の魅力を高めるとともに、まちのにぎわいにつなげていきます。

【具体的な取組】

①公園等の特色を生かしたプログラム・サービスの提供

継続

○自然や歴史・文化の資源、広場や運動施設など、公園等が有する資源や特性を生かした、指定管理者の創意工夫によるプログラム、サービスの提供を進めます。

例) 草花や木の実を使った遊び、自然工作

ビオトープや樹林地、草地のある公園での自然観察会

園内及び周辺の歴史資源をめぐるまち歩き

ウォーキング、ラジオ体操、太極拳、ヨガなどの健康増進プログラム

各種スポーツ教室

ドッグランのある公園等における犬のマナー教室

自転車の乗り方や交通ルールを学べる交通安全教室 など

○公園等におけるイベントは、各地区の指定管理者が中心となって実施する体制をとっていますが、隣接地区の公園等を区民が知ることで、選択肢の幅を広げられるよう、複数の地区にまたがるまち歩きなど、地区間が連携するイベント開催や情報発信の機会を増やしていきます。



クラフト、自然観察やまち歩き等による公園等が有する資源や特性を生かしたプログラム

(出典：各地区指定管理者ホームページ)

②物販・飲食サービスの提供

新規

○公園等でのイベント開催、集客の多い休日などに合わせて、利用者が公園等をより楽しめるよう、周辺環境に配慮しながら、物販・飲食サービスの提供を進めるとともに、売り上げの一部を公園等の利用促進のために還元し、更なるにぎわい創出を進めます。

### ③花のある公園づくり

継続

○公園等は、近隣の住民や利用者が、四季折々の花々や新緑、紅葉など、緑をとおして  
うるおいや季節の変化を身近に楽しむことができる場です。日常的な植栽管理、「ア  
ドプト・プログラム」を通じた協働による草花の育成などにより、近隣の住民や利用  
者を楽しませる花のある公園づくりを進めます。



協働で育てている花壇

参 考

アドプト・プログラム



## 施策2-2-2 多様な主体との連携による公園活用



地域の町会や自治会、エリアマネジメント団体、学校、NPO、社会貢献活動に取り組む企業など、多様な主体と連携して交流、地域の魅力向上やにぎわい創出につながる公園等の活用を進めます。

### 【具体的な取組】

#### ①地域と連携した公園活用

充実

- 地域の町会や自治会による行事や防災訓練、企業の社会貢献活動としての自然環境の保全活動や文化プログラムへの協力など、地域の主体が様々な形で公園等を利用しています。区、指定管理者、地域の様々な主体が連携して、住民の交流、地域の魅力向上やにぎわい創出につながる活用を進めます。
- 地区全体のまちづくり活動を行うエリアマネジメント団体が、地域と連携し、公園等とオープンスペースを一体的に活用したにぎわいの創出を進めます。

#### ②他分野の施策・事業と連携した公園活用の推進

充実

- 区が進める全国各地域との連携の一環として、公園等を活用して、連携する地域と区民との交流や、地域のにぎわい創出につながる取組を展開します。
- 中高生や子育て世代、高齢者が利用する区の施設と連携したイベント開催、自然観察や環境学習、「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体との交流イベントなど、区の外施設、他部署と連携したイベント開催、利用プログラムの充実を進めます。
- これらの取組について、区は、区の広報媒体を活用した情報発信、区の関係部署との調整により支援します。



プラタナス公園で開催している  
「全国連携マルシェ IN 芝浦」



### ◆現状と課題

- にぎわい公園づくりを進めるためには、公園等が常にだれもが安心して安全に利用できる空間として保たれていることが必要です。
- 日常の維持管理を通じて施設の点検、維持・補修を進めていますが、今後、公園施設等の老朽化により、重大な事故や致命的な損傷等の発生するリスクが高まることや、維持管理に必要な経費が増加することが懸念されることから、計画的な維持・補修、施設の更新を進めていく必要があります。
- 近年、強大な台風などにより、老化した樹木の倒木や枝折れがたびたび発生しています。また、植栽後60～70年以上を経たソメイヨシノの樹勢の衰えに伴う倒木、枝折れの危険性の増大も課題となっており、対策が求められています。
- 区内刑法犯認知件数は平成15（2003）年をピークに減少傾向にありますが、昼夜を問わず、多くの人を訪れる地域であることから、全ての人が安全に、安心して過ごせるまちなの実現に向け、公園等の防犯対策を強化する必要があります。

### ◆施策の方向

- 利用者の安全を確保するため、遊具等の公園施設の点検、樹木診断を定期的を実施し、緊急性の高い問題に対し迅速な措置を講じるとともに、計画的な施設、植栽の維持・補修、更新に取り組みます。
- 防犯上課題のある公園等への対策を強化します。

## 施策 2-3-1 遊具等の安全対策と長寿命化

子どもをはじめとする利用者の安全を確保するため、「港区公園施設等維持管理計画」に基づき、遊具等の施設の定期的な点検と、点検結果に基づく維持補修・更新を進めます。

### 【具体的な取組】

#### ①点検の実施

継続

- 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月 国土交通省）、「遊具等の安全に関する規準」（平成26年6月 （一社）日本公園施設業協会）、「公園施設の安全点検に係る指針（案）」（平成27年4月 国土交通省）等の指針に基づき、施設の定期的な安全点検を実施します。
- 指定管理者業務を通じて、日常的な安全確認を行うとともに、利用者からの異状の報告に基づき、適切な措置を講じます。
- 都市公園法第6条に基づき設置が許可された占用物件については、設置者に対し適切な管理を要請します。

#### ②計画的な維持補修・施設の更新

継続

- 「港区公園施設等維持管理計画」に基づき、施設の機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防ぐ「予防保全型管理」の考え方に沿って、計画的・効率的な補修・更新を実施し、施設の安全を保ちつつ長く使用していきます。

関連する計画

港区公園施設等維持管理計画





樹木を健全に育成するとともに、老化した樹木の倒木や枝折れを防ぐため、定期的な樹木点検、老木等の計画的な更新を進めます。

【具体的な取組】

①樹木点検の実施

継続

- 樹高3m以上の樹木を対象に、樹木医による診断を定期的を実施します。
- 点検結果に基づき、緊急対応が必要な樹木、異常がありより専門的な精密診断が必要な樹木について、必要な処置を行います。

②老木等の計画的な更新

新規

- 公園等の利用者の安全確保、近隣の建物等への被害防止のため、樹木点検の結果を踏まえ、計画的に老木等の植え替えを進めます。また、様々な課題が指摘されているソメイヨシノについては、更新に合わせて地域住民の意見も踏まえながら品種の転換を検討します。

関連する計画

港区公園施設等維持管理計画





公園等を誰もが安心して使える場としていくため、防犯上課題のある公園等について、日常の維持管理・改修を通じて見通しや明るさを確保するとともに、必要に応じて防犯カメラの設置等を検討します。

【具体的な取組】

①公園等の防犯対策

継続

- 防犯上重要とされる日常的に人の目が届く環境をつくるため、植栽管理、照明の改善等により、園内の見通しや夜間の明るさを確保します。
- 既設の公園等において、ビルや住宅に囲まれて日当たりが悪い、袋小路状で見通しがきかないなど、防犯上課題のある場所の環境改善を図ります。
- 施設の管理・改修によるハード面の対策に加え、「みんなとパトロール」の巡回の中での立ち寄りや、隣接する公共施設等と連携した見回りの強化等を検討します。

②防犯カメラの設置

充実

- 公園等において、園内に死角がある、また、施設の棄損行為が発生しているなど明らかに防犯上の問題があり、防犯対策を講じる必要がある場合や、町会や自治会など地域から防犯カメラの設置要望がある場合には、プライバシーに配慮した上で防犯カメラを設置します。

関連する計画

港区生活安全行動計画



新型コロナに対応した「新しい生活様式」の定着が求められるなか、散策、遊び、休息、スポーツなど健康的な生活に必要な活動を楽しめる場として、感染対策に気をつけながら積極的に公園等を利用してもらうための取組を進めます。

【具体的な取組】

①感染状況に応じた公園利用マナーの周知

新規

○国土交通省や東京都の方針を注視しながら、コロナ禍における公園利用のマナーについて、区ホームページや広報、公園等内での掲示により周知します。また、必要に応じ、感染拡大防止策を講じます。

【参考】コロナ禍において安心して公園等を利用するために

新型コロナウイルスの感染拡大に際し、公園等における密集・密接を避けるため、区では、遊具・ベンチの使用禁止（令和2年4月～5月）、比較的利用者の多い公園・児童遊園の利用傾向の情報提供、遊具の消毒、お花見期間の飲食行為の禁止（令和3年春）などの対策を実施してきました。

公園等は、身近な場所で散策、遊び、休息、スポーツなど健康的な生活に必要な活動を楽しめる貴重な屋外空間です。国では、感染対策に気をつけながら積極的に公園や緑の空間を多くの人が利用できるよう、感染症対策の専門家のアドバイスをもとに、「『新しい生活様式』を踏まえた身近な公園利用のポイント」を公表し、地方公共団体等と連携し、健康的で豊かな生活につながる公園と緑の魅力や楽しみ方とあわせた情報発信を進めています。

港区においても、こうした国の動きなどと連携を図り、安心して公園等を利用してもらうための取組を推進します。

**「新しい生活様式」を心がけて公園をつかおう！…4つのポイント** 2021.4.26更新

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐためには、体を動かしたり、屋外でリフレッシュし、心と体の健康を保つことも大切です。マナーと思いやりを大切に身近な公園を利用しましょう。

<p><b>体調が悪いつきは利用を控える</b></p> <p>☑ 発熱、咳、のどの痛みなどがあるときは、外出を控えましょう</p> <p>☑ <b>大人数や長時間の飲食や、飲酒を伴う集まりは控え、会話のときはマスクをしましょう</b></p>	<p><b>時間・場所を選びゆずりあおう</b></p> <p>☑ 混んでいると感じたら時間を変えるか別の公園を探しましょう</p> <p>☑ 利用する時間は、いつもより短めにし、ゆずりあいましょう</p>	<p><b>人と人とのあいだをあげよう</b></p> <p>☑ 他の利用者とは、できるだけ2m（最低1m）離れましょう</p> <p>☑ 熱中症に気をつけ、十分な距離をあげられる時は、マスクを外しましょう</p>	<p><b>こまめに手洗いしよう</b></p> <p>☑ みんながよく触れる場所に触ったあとは手洗いしましょう（手洗い場がなければ、消毒用アルコール等を使いましょう）</p> <p>☑ 手で顔を触らないよう気をつけ、家に帰ったら、まず手と顔を洗いましょう</p>
--	---	---	--

※この資料は、「新しい生活様式」を踏まえた公園利用の基本的なポイントを示したものです。具体的な公園の利用については、各公園や地域の状況に応じて判断していただく必要があります。利用者のみならずおかれては、各公園の管理者から示されている注意事項等も十分に確認のうえ、ご利用ください。

新しい生活様式を踏まえた公園利用のポイント  
（出典：国土交通省ホームページ）

## 基本方針3 みんなで公園を育てる

全ての主体

### 3-1 区民協働の公園づくり



#### ◆現状と課題

- 区では、公園等を整備・改修する際に、ワークショップを開催し、計画段階から区民参画の手法を取り入れた公園づくりに取り組んでいます。整備時のワークショップがきっかけとなって自主的なボランティア活動に発展している事例も見られます。
- 地域の住民、企業等と区と一緒に道路・公園の花壇・植栽の管理、清掃などに取り組む「アドプト・プログラム」を平成14（2002）年度から進めていますが、近年、活動団体数は伸び悩んでいます。
- 地域団体「特定非営利活動法人 みなと外遊びの会」とプレーパーク事業を展開しており、高輪の森公園などにおいて指定管理者、地域団体、区がともに公園を育て利用する体制ができつつあります。

#### ◆施策の方向

- 地域のあらゆる主体が協力して、公園等をより楽しく、まちのにぎわいを生み出す拠点としていくため、整備段階から区民協働を進め、公園の管理・運営活動、公園の活用への多様な主体の参画を進めるとともに、公園等に対する区民、利用者等の意見を把握する場や機会を積極的に設け、整備、管理・運営に反映していきます。

区民協働で公園等を育てていくため、整備段階からワークショップ等を通じて区民の意見を取り入れ、整備後の協働につなげていくとともに、アドプト・プログラム、プレーパーク事業等を通じて、公園等の管理・活用に関わる区民、事業者を増やしていきます。

【具体的な取組】

①公園整備段階からの協働の推進

継続

- 公園等の整備時に、区民参加のワークショップを開催して、計画や設計に意見を反映するとともに、「整備した公園等で実現したいこと」を共有しながら、公園の維持管理や活用への参加につなげていきます。
- 子どもの利用が主体となることが想定される公園等は、設計や整備への子どもの視点を反映させるため、ワークショップへの子どもの参加、プレーリーダーとして活動する人との意見交換などを実施します。

②アドプト・プログラムの推進

継続

- 地域の住民、企業等と区と一緒に道路・公園の花壇・植栽の管理、清掃などに取り組む「アドプト・プログラム」を推進します。
- アドプト・プログラムへの関心を高めていくため、区ホームページや「広報みなと」等を通じて周知を図るとともに、指定管理者と協力して地域住民、学生、就業者等が花植えや清掃活動を体験できる機会を設けることを検討します。
- アドプト・プログラムの参加団体が情報交換、交流できる場や機会の確保、プラットフォームの形成を検討し、参加団体の主体的活動を支援します。

③プレーパーク・あそびのきちの推進

充実

- 区では、地域団体「特定非営利活動法人 みなと外遊びの会」が運営する「プレーパーク」、「あそびのきち」の事業を支援しています。これらの事業の更なる充実、常設化を図るとともに、5地区それぞれでの展開をめざし、運営に関わる新たな住民組織の発掘、育成を進めます。

プレーパーク

子どもがのびのびと思い切り遊べるように禁止事項を少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切にして、子どもが遊び場にある道具や廃材、自然素材を使って、自分のしたいことに挑戦し、実現していくことで、子どもが遊びを通して豊かに育つことを支えていく冒険遊び場のこと

あそびのきち

0歳から5歳までの未就学児とその保護者を対象に、親子が安全・安心に自然遊びを楽しめる場として、また、身近な子育て支援の場として設ける外遊びの活動

#### ④協働の担い手づくり

新規

- 「港区プレーパーク事業支援実施要綱」、「港区アドプト・プログラム実施要領」に基づき、プレーパーク事業を実施する住民組織及びアドプト団体を支援します。また、指定管理者と連携しながら、ボランティアを支援します。
- 地域の方々の活動を区のHP等に掲載し、参加者の意識の醸成を図りながら、活動に対する普及啓発を行っていきます。

#### ⑤寄付を活用したみどりや施設の整備

継続

- 区では、寄付を通じて活力あふれる地域共生社会の基盤づくりを推進するため、寄付者自身が寄付の使い道を選び、区が取組を応援していただく「港区版ふるさと納税制度」を実施しています。この制度による街づくり分野への寄付の使途の一つとして、公園等の整備やバリアフリー化の取組を広く知っていただくとともに、いただいた寄付を活用して施設の整備・改善を進めます。
- 区内の公園等では、港区とゆかりのある自治体から寄贈された樹木の植樹が行われています。区が進める全国連携の一環として、ゆかりのある自治体からのみどりの寄贈などを公園等の整備、改修に生かしていきます。

#### 【参考】赤穂市から寄贈された泉岳寺前児童遊園の桜

平成 29（2017）年に行った港区政 70 周年記念事業の一環として、高輪地区につながるの深い4つの自治体から、代表する木の贈呈を受け、地区内の区立公園、児童遊園に植樹しました。

赤穂義士の墓が泉岳寺にあることから連携が始まった兵庫県赤穂市からはソメイヨシノが贈呈され、ゆかりの深い泉岳寺前児童遊園に植樹されました。



赤穂市から贈られた泉岳寺前児童遊園の桜



利用者の意見を公園等の整備・管理に役立ててくため、定期的に利用実態調査を実施するとともに、多様な手法を用いて意見等を収集します。

【具体的な取組】

①定期的な利用実態調査の実施

継続

○公園等の利用状況を把握するため、概ね5年に1回、公園等の利用者数や園内での行動、利用者・近隣住民等の意見・意向を把握する利用実態調査を実施し、個々の公園等及び公園事業全体を評価し、本計画の見直しに反映します。

②区民・利用者の意見反映

継続

- 指定管理者の管理事務所や、区ホームページ上に設置している区民意見投稿サイト「区民の声」に寄せられる意見・要望を区、指定管理者が共有し、個々の公園等に対する区民、利用者等の意見に対し、迅速かつ的確に対応します。
- 指定管理者と協力し、小規模な公園等について公園等の現状に対する地域住民や利用者の意見、その公園等で実現したい楽しみ方・使い方などを聞く機会としてイベント等の開催を検討し、得られた意見等は管理・運営に生かしていきます。

【参考】豊島区「“〇〇できる公園”井戸端かいぎ」

小規模な公園が多い豊島区では、小さな公園や日常の中で通り過ぎるだけの公園を、住民にとって魅力あふれる地域コミュニティの場として活用することを目的に、公共空間が地域の日常に自然にとけこむようなコミュニティの場を創出する「小さな公園活用プロジェクト」を展開。その一つとして、「“〇〇できる公園”井戸端かいぎ」を開催しました。

区がパートナーシップ協定を結んだ企業と連携して、近隣住民や学生、保育園関係者などがアイデアを出し合う場を設けるとともに、公園に立ち寄る人々に「公園でどう過ごしたい？投票」を実施。そこから育てたアイデアを参加者自らが実際に公園で実現しました。



実現したアイデアの一つである、本とコーヒーを提供する「PARK TRUCK(パークトラック)」  
(出典：豊島区ホームページ)





### ◆現状と課題

- 港区の特性として、地域のまちづくりや社会貢献活動に関心のある企業やエリアマネジメント団体、学生、NPO法人など、公園等を活用する可能性のある様々な担い手が存在していることが挙げられます。しかし、これらの主体が持つ多彩なアイデアや提案を受け入れる体制が十分整っていません。
- 指定管理制度の導入によって公園等の利活用がこれまで以上に活発になっていますが、占用許可の条件が厳しく、創意工夫が十分生かされないことが課題となっています。

### ◆施策の方向

- それぞれの公園等の特性や周辺のニーズに応じて利用者へのサービスを向上させ、また運営の充実を図っていくため、公園でのイベント等の開催の規制を緩和するなど、民間の参入を推進します。

### 施策3-2-1 利活用促進に向けた規制緩和の検討



指定管理者や地域で活動する様々な主体と協力して、新しい発想による公園等の利活用を進めていくため、利活用の提案に対する試行機会の創出、占用許可条件の緩和等を検討します。

#### 【具体的な取組】

##### ①利活用の試行

新規

○様々な主体との協働によって公園等の利用を活性化していくため、まちづくり、子育て支援、健康増進、文化振興、国際交流などをテーマに活動する団体等から、公園等の利用促進と地域の活性化に資する利用の提案を受け、社会実験として試行する機会を設けることを検討します。また、試行した結果を基に、課題を整理、改善し、継続的な取組につなげていきます。

##### ②占用許可の条件緩和

充実

○公園等の魅力を高めながら地域のにぎわい創出につながる指定管理者の自主事業や、商業エリアに立地する公園等のエリアマネジメント団体による活用などを促進していくため、占用許可の対象拡大など、条件緩和を進めます。

### 施策3-2-2 新たな制度の活用



民間との連携、都市公園の柔軟な整備、活用することを可能とする様々な制度の活用について、検討を進めます。

#### 【具体的な取組】

##### ①新たな制度活用に向けた検討

新規

○既存の公園の活性化、民間との連携の加速、柔軟な発想に基づく公園の活用を進めるため、近年創設された都市公園法、都市緑地法、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律等に基づく各種制度（Park-PFI、市民緑地認定制度、都市公園リノベーション協定制度等）について、活用可能性の検討を進めます。

## 【参考】民間と連携して公園や公園的機能を持ったオープンスペース整備・管理を進める新しい仕組み

### ①Park-PFI（略称：P-PFI）

平成 29（2017）年の都市公園法改正により新たに設けられた「公募設置管理制度」のこと。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置・管理を担う民間事業者を公募し、その施設から生じる収益を活用して周辺の園路、広場等の施設を一体的に整備・改修・管理する制度。



### ②市民緑地認定制度

民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理しようとする者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて一定期間緑地を設置・管理・活用する制度。



### ③都市公園リノベーション協定制度

都市再生整備計画に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかとして定められた「滞在快適性等向上区域」（まちなかウォークブル区域）において、市町村と一体となってまちづくりに取り組む「一体型滞在快適性等向上事業の実施主体」や「都市再生推進法人」が、公園管理者と「公園施設設置管理協定」を結び、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設を設置するとともに、その施設から生じる収益を活用して周辺の園路、広場等の施設を一体的に整備する制度。



#### ◆現状と課題

- 指定管理者制度の導入により、5地区がそれぞれの特性を生かしながら、地域の住民や企業、活動組織、指定管理者、区が協力して公園等を育てる取組が、一部の公園等において進展しています。これを地区全体の推進体制へと発展させていく必要があります。
- 指定管理者業務に対する点検・評価は5地区それぞれで実施されています。区全体で一体となってにぎわい公園づくりを進めていくため、公園事業全体の進捗管理を適切に行っていく必要があります。

#### ◆施策の方向性

- 5地区がそれぞれの特性に応じた形で、地域の様々な主体、指定管理者、区が協力し、アイデアを出し合いながらにぎわい公園づくりを進めていく推進体制の構築をめざします。
- 公園事業全体の進捗管理を行うための仕組みづくりを進めるとともに、5地区の区担当者・指定管理者が認識の共有、意見交換を行うことができる連携体制をつくります。

各地区の総合支所、指定管理者、区民、利用者をはじめとする地域の様々な主体が連携・協働して、にぎわい公園づくりを推進していくための体制づくりを進めます。

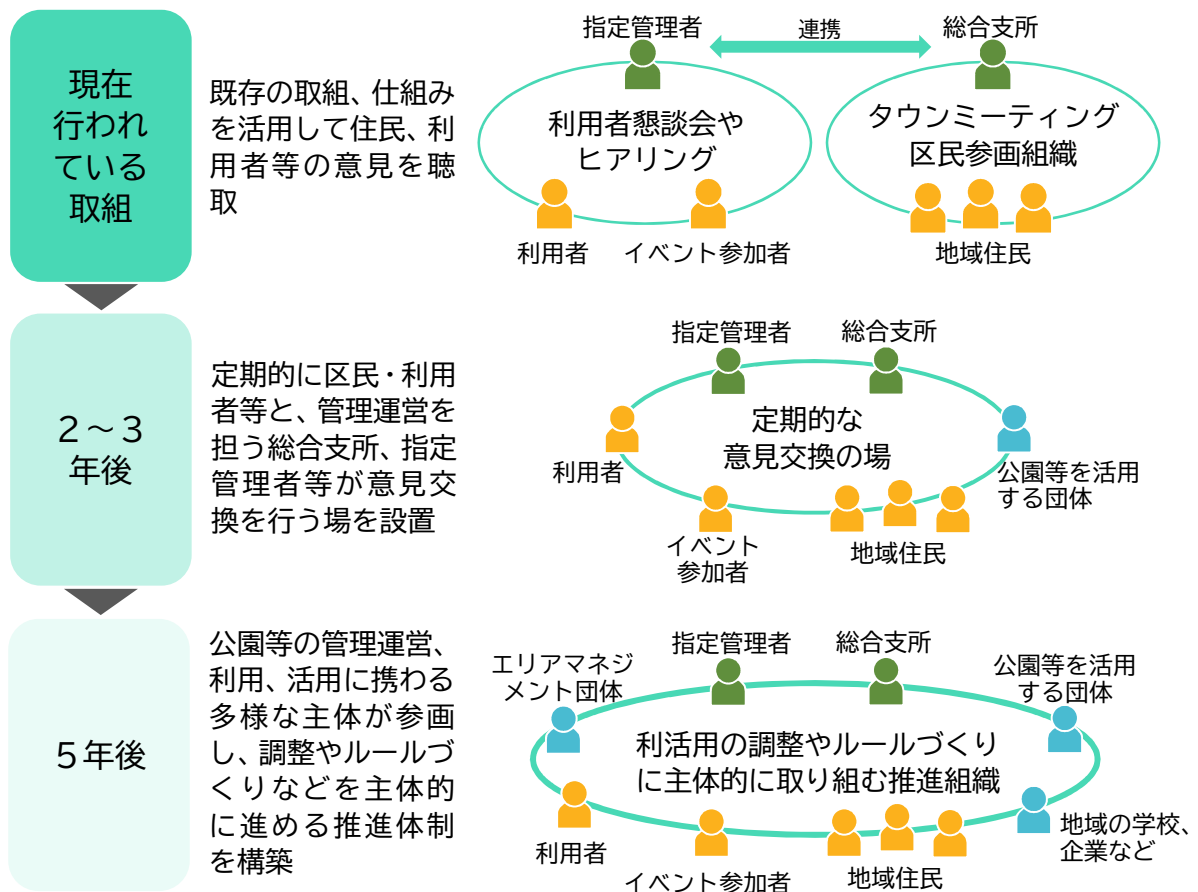
【具体的な取組】

① 定期的な利用者懇談会等の実施

新規

- 指定管理者が公園の利用者やイベントへの参加者の意見を聞く利用者懇談会やヒアリング、また、各地区のタウンミーティングや区民参画組織などを通じて、公園等の整備や管理運営に対する区民、利用者の意見を聴取し、事業に反映します。
- 各地区において定期的に区民・利用者等との意見交換を行う機会の定着を進めるなど、区民・利用者等とのつながりを強化します。
- 総合支所、指定管理者、区民、利用者、町会・自治会、アドプト・プログラム参加団体等が、地区の特性に合わせてにぎわい創出につながるイベント実施に向けた情報共有、調整、地域や公園等の特性に応じた利用ルールづくりなどについて話し合い、取組を具体化していく推進体制づくりをめざします。

■ 地区ごとの推進体制づくりのイメージ





本計画に基づく施策・取組の進捗状況を定期的に把握し、取組の改善につなげていきます。

【具体的な取組】

①事業進捗調査の実施

新規

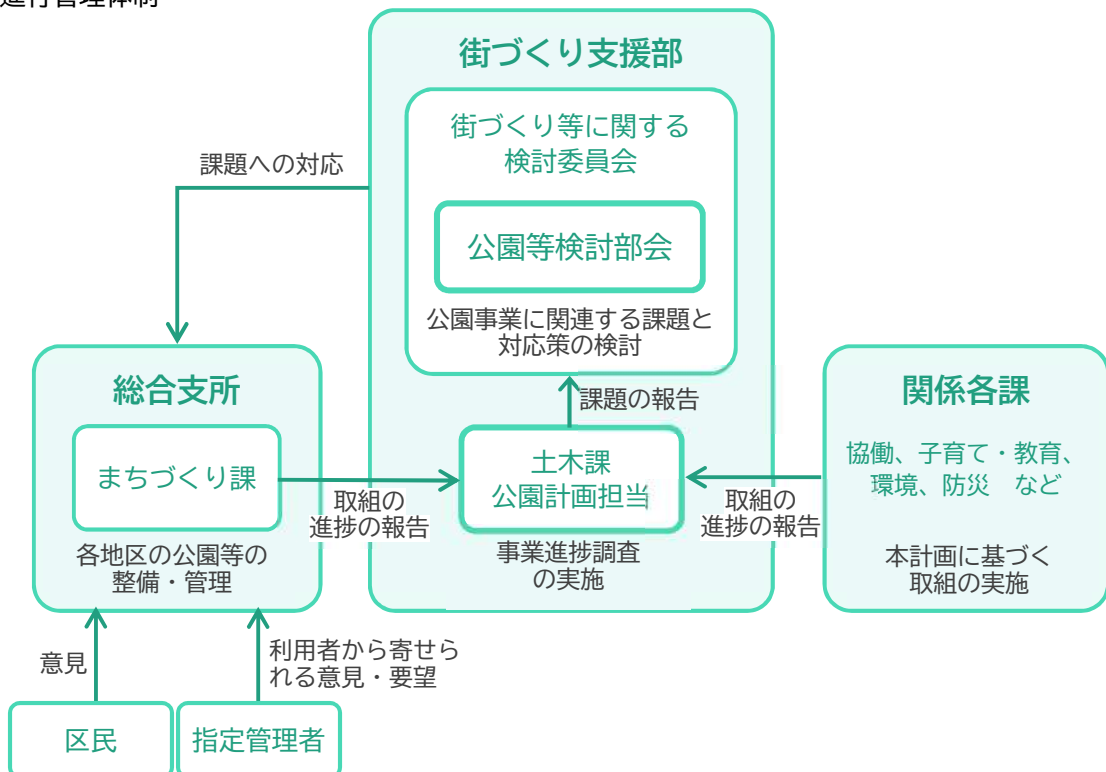
○本計画に基づく具体的な取組について、街づくり支援部土木課が年度ごとに実施した内容を各担当に照会し、進捗状況を把握する調査を実施します。

②進捗状況に応じた課題の改善

新規

- 事業進捗調査の結果について、「街づくり等に関する検討委員会」の下部組織である「公園等検討部会」で公園事業に関連する各部署と共有し、進捗の確認、課題の共有、対応策の検討を行い、進行管理を進めていきます。
- 5地区の区担当者と指定管理者が意見交換や情報共有できる場を設け、地区の課題や地区間で連携した新たな事業等について話し合うなど、公園等の更なる質の向上に向けた5地区の連携を進めます。
- 更なる公園等の活用に向け、新たな取組の実現に向けた検討機会を捉え、庁内の協働、子育て・教育、環境、防災などに関連する部署を含めた推進組織の立上げを検討します。

■ 進行管理体制



## 第Ⅲ編

### 進めよう！おもてなし公衆トイレ 2022

# 第1章 理念と目標

## 1 理念

### やすらぎともてなしの公衆トイレづくり

区民、在勤者をはじめ、国内外から港区を訪れるすべての人々に向けて  
安心して気持ちよく利用できる公衆トイレを  
「おもてなし」の気持ちを持って提供していくことをめざします。

公衆トイレは、あらゆる人々の利便に供するとともに、都市の美観と衛生に貢献するものです。

こうした観点から、区内では、現存する32箇所の公衆トイレのうち、東京のまちの近代化が進められた明治から昭和初期にかけての時期に16箇所、高度経済成長に伴い都市整備が進んだ昭和30～40年代に9箇所の公衆トイレが整備されました。

時代を経て、施設の老朽化とともに安全（防犯）面や衛生面で必ずしも十分ではないと受け止められるようになったことから、区では「港にぎわい公園づくり基本方針」（平成18（2006）年）の策定以降、清掃の改善、老朽化対策、バリアフリー化などを進めてきました。その結果、利用者の評価は当初より向上したものの、改善の余地は残されています。

区内で暮らし、活動するあらゆる人々が、そしてウィズコロナ、アフターコロナの社会において港区を訪れる多くの人々が、安心して気持ちよく利用できる公衆トイレを提供していくため、これまでの理念を継承し、国際性豊かな都市にふさわしい質の高い公衆トイレの整備・管理を進めます。

## 2 目標水準

公衆トイレは、必要とされる場所に利用しやすい施設があることが重要であり、利用者の視点に立って目標を定めていく必要があります。

公衆トイレの目標水準については、前方針で「公衆トイレに対する利用者満足度の向上」を目標とし、4つの指標を設定しています。各指標に対する満足度は、施設の老朽化や、駅のトイレ等の質の向上等を背景に、前方針策定時より低下しており、目標を達成できていません。

このため、本計画では、前方針の目標を継承し、達成に向け取組を進めます。

### ■ 公衆トイレの目標水準

目標	指標	現状 (令和2年度末)	目標水準 (令和8年度)
公衆トイレに対する 利用者満足度の向上	公衆トイレの維持管理について「十分」+「普通」とする人の割合		
	安全性（防犯）	79.0%	90%以上
	使いやすさ	74.1%	
	清掃（臭気）	78.2%	
	清掃（見た目）	69.1%	80%以上

### 【参考】目標の算出方法

- ・区が定期的実施する「公園等利用実態調査」におけるアンケート調査の結果を基に以下の方法により満足度を算出します。

$$\text{満足度（\%）} = \text{「十分にされている」の割合（\%）} + \text{「普通」の割合（\%）}$$

## 第2章 基本方針と実現に向けた施策

### 1 基本方針

公衆トイレづくりの目標を実現するため、次の基本方針に沿って取組を進めます。

主な担い手

#### 基本方針1 誰もが安心して利用できる公衆トイレづくり

区

適切な維持管理により清潔なトイレを維持するとともに、安全対策の強化、案内サインの充実等を推進します。

##### SDGsのゴールとの関係



主な担い手

#### 基本方針2 必要とされる場所に利用しやすい公衆トイレづくり

区、事業者

公衆トイレの必要性、機能確保に必要な敷地規模の有無、周辺のまちづくりとの関係、地域の意向等を踏まえて、地域に必要な公衆トイレの機能を確保します。

##### SDGsのゴールとの関係



主な担い手

#### 基本方針3 創意工夫による質の高い公衆トイレづくり

区、事業者

公衆トイレのイメージアップを図り、他の公共施設整備との連携や、民間が有するノウハウやアイデアを整備、維持管理に取り入れる取組を検討します。

##### SDGsのゴールとの関係





## 2 施策の体系

基本方針	施策の方向	施策	ページ
基本方針1 誰もが安心して 利用できる 公衆トイレづくり	維持管理の 向上	1-1 清潔なトイレの維持	71
		1-2 公衆トイレの安全対策	71
		1-3 公衆トイレの案内整備	72
基本方針2 必要とされる場所に 利用しやすい 公衆トイレづくり	機能の向上	2-1 ユニバーサルデザインのトイレ 整備	74
		2-2 公共施設・民間施設のトイレ活用	75
		2-3 公衆トイレ機能の適正配置の検討	75
基本方針3 創意工夫による 質の高い 公衆トイレづくり	質の向上	3-1 公衆トイレのデザイン向上	77
		3-2 他の公共施設整備との連携	78
		3-3 専門家の助言や利用者意見の反映 の検討	78

### 3 実現のための施策

主な担い手

#### 基本方針Ⅰ 誰もが安心して利用できる公衆トイレづくり

区

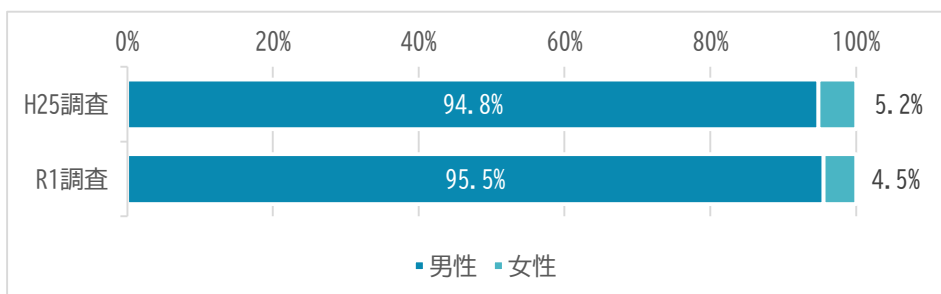
##### ◆現状と課題

- 区内には、令和3（2021）年4月1日現在、99箇所（うち公衆便所32箇所、公園等トイレ67箇所）があります。
- 令和元（2019）年度に実施した利用実態調査の結果から、公衆トイレ利用者は男性が大部分を占めており、過去の調査結果と比較しても、傾向は大きく変わっていません。
- 公衆トイレを利用しない理由として、依然として衛生面や安全面への不安が挙げられており、引き続き改善に向けた取組が必要です。

##### ◆施策の方向

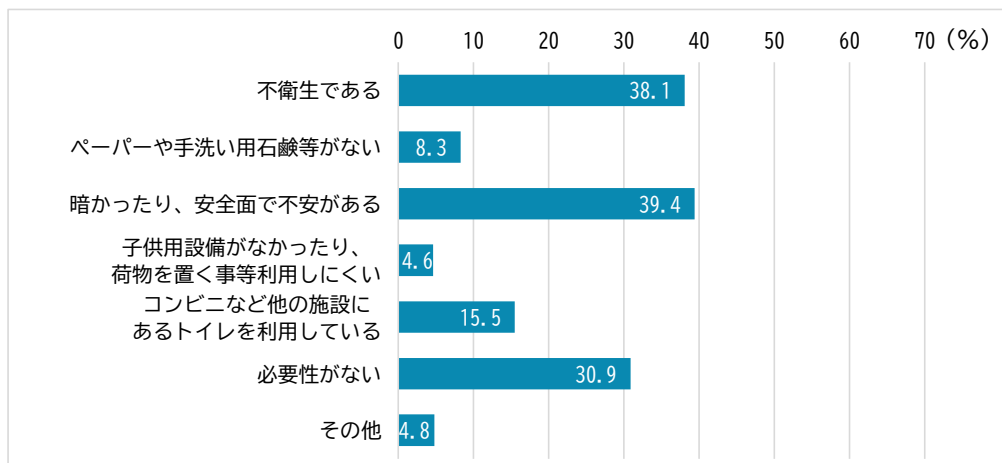
- 誰もが安心して利用できる公衆トイレづくりに向け、日常の維持管理を通じた清潔さの維持、破損や汚損への迅速な対応、防犯対策を継続するとともに、公衆トイレの存在を周知するわかりやすい案内誘導、情報提供に取り組みます。

##### ■公衆トイレ利用者（平日）の男女別傾向



##### ■公衆トイレを利用しない理由（「公衆トイレを利用したことがない」回答者への設問）

・令和元年調査（近隣居住者〔n=367〕・保育園保護者〔n=90〕）



## 施策1-1 清潔なトイレの維持

継続



清潔な利用環境を維持するため、日常的な清掃とにおいの原因を除去する特殊清掃を継続的に実施するとともに、破損や汚損等の不具合に迅速に対応します。

### 【具体的な取組】

- 清潔な環境を維持するため、1日2回以上の大便秘器及び小便器の清掃や床面清掃などの日常清掃に加え、においの原因となる尿石や配管内の汚れを除去するための特殊清掃を引き続き実施します。
- 破損や汚損、不具合箇所等について、早期発見と迅速な対応を図るため、清掃時に簡単な補修を行うとともに、不具合を発見した利用者が通報しやすいよう、連絡先を掲示します。
- 感染症対策として、ハンドソープディスペンサーの設置、手洗い水栓の自動化を進めます。
- トイレの維持管理を行う指定管理者や委託業者と連携し、公衆トイレの現状と課題を認識した上で、更なる向上を目指した維持管理を進めます。

## 施策1-2 公衆トイレの安全対策

継続



公衆トイレの安全性を高めるため、防犯設備の設置などの安全対策を継続します。

### 【具体的な取組】

- 公衆トイレの安全性を高めるため、緊急時に周囲に異常を通報できる設備（警報ランプ、ブザー等）を設置します。
- 昼夜ともに人の目が届きにくいなど、特に防犯対策の必要性が高い公衆トイレについては、地域の要望も考慮しつつ、公衆トイレに人が出入りする範囲を撮影する防犯カメラの設置を検討します。



警報ランプを備えた公園のトイレ（本村公園）



公衆トイレを必要とする多様な利用者に向け、わかりやすい案内誘導、情報提供を行います。

【具体的な取組】

- 多様性に配慮したピクトグラムや多言語を用いた案内表示、触知案内板の設置等により、だれもが理解しやすい案内誘導を進めます。
- バリアフリー、子育て支援等の分野で作成するマップ等に公衆トイレの情報を掲載するなど、公衆トイレを必要とする人々に向けたわかりやすい情報提供を行います。

**基本方針2 必要とされる場所に利用しやすい公衆トイレづくり** 区、事業者

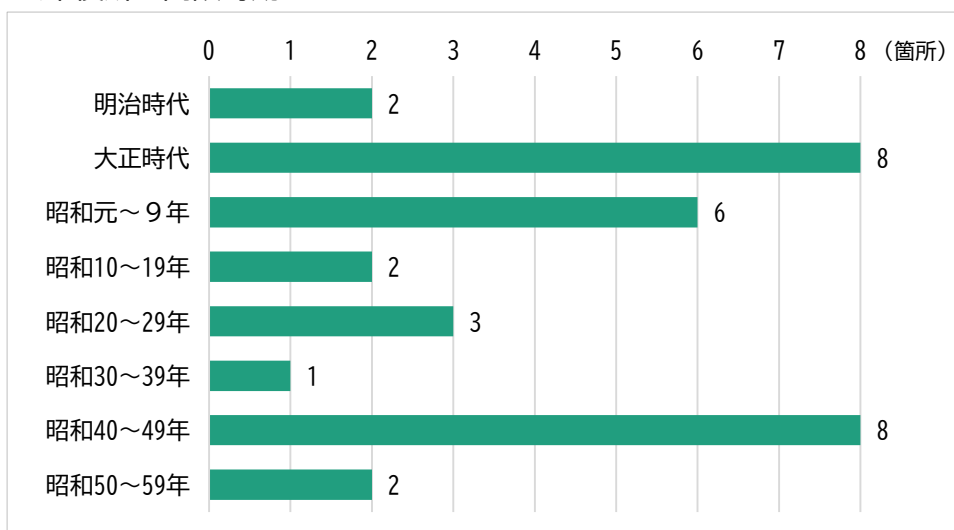
**◆現状と課題**

- 区内の公衆便所は、歩道上に多く配置されており、これを補完する形で公園・児童遊園トイレが区内に均等に配置されています。しかし、公園等の一部にはトイレが配置されていない箇所も存在しています。
- 歩道上に設置されている公衆便所は、歩行者の安全で円滑な通行を妨げる要因となっています。
- 駅前や観光地に設置されている公衆便所の利用は多く、人通りが少ない場所での設置や、老朽化が進んでいる公衆便所の利用は少ない傾向にあります。
- 設置または直近の改修から30年以上を経過した公衆便所が半数近くに上り、そのうち50年以上を経過した公衆便所が5基あるなど、老朽化が進んでいます。
- 区では、バリアフリー化を進めるため、車椅子利用者用便房の設置やトイレの洋式化により、利用環境の向上を図ってきましたが、立地や敷地規模などの条件から現状では建て替えや洋式化が困難な公衆便所もあります。
- これらの状況を踏まえ、引き続き老朽化対策に取り組むとともに、公衆便所機能を適切に確保していくことが必要です。

**◆施策の方向**

- 必要とされる場所に利用しやすい公衆トイレを確保していくため、ユニバーサルデザインの考えに基づくトイレ整備を進めるとともに、公共施設・民間施設の整備との連携も含め公衆便所機能の適正配置を進めます。

■ 公衆便所の開設時期







ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、あらゆる人々にとって利用しやすい公衆トイレの整備を進めます。

【具体的な取組】

- 公衆トイレの新設・建て替えに際し、幼児・子ども連れの方に配慮したベビーベッドやベビーチェア、オストメイトに対応した設備等を備えた「車椅子利用者用便房（多機能トイレ）」の整備を進めます。
- トイレの設置面積が十分に確保できる場合は、車椅子利用者用便房を必要とする車いす利用者等が利用しやすいよう、一般トイレにベビーチェアや手すりを設置するなど、トイレ全体で機能分散を進めます。
- 既存の和式便器について、利用状況や老朽化の状況を踏まえ、順次、洋式便器への転換を進めます。
- 災害時に活用できる太陽光発電設備や物資を備えた公衆トイレ、災害による断水時にも利用可能な設備を備えた公衆トイレの整備を検討します。

<p>関連する計画</p>	<p>港区バリアフリー基本構想</p>		<p>港区防災街づくり整備方針</p>	
---------------	---------------------	--	---------------------	--

## 施策2-2 公共施設・民間施設のトイレ活用

充実



公共施設・民間施設の整備と連携して公衆トイレ機能を確保します。

### 【具体的な取組】

- 公衆トイレの建て替えや移設が困難な場合や、新たな公園等を整備する場合に、周辺の公共施設整備、開発事業等による民間施設整備に合わせて、建設する建物内のトイレ活用について施設管理者に協力を要請し、公衆トイレ機能を確保します。
- 公共施設・民間施設のトイレを広く一般に開放できるよう、利用可能なトイレの案内表示の設置を検討します。



利用可能な民間施設トイレの案内サイン（西桜公園）

## 施策2-3 公衆トイレ機能の適正配置の検討

継続



既存の公衆便所※について、必要性を評価し、存続、廃止を検討します。

※本計画で対象とする公衆トイレのうち、駅前や道路上などに設置された、港区公衆便所条例に基づき設置管理されているトイレ

### 【具体的な取組】

- 公共施設（公園等含む）のトイレや開発事業等で整備された民間施設のトイレが、公衆便所の機能を補完している現状を踏まえ、各公衆便所について、利用状況や施設状態、周辺のトイレの配置状況から必要性を評価し、その結果に基づき、公衆便所の存続、廃止を検討します。

**基本方針3 創意工夫による質の高い公衆トイレづくり**

区、事業者

**◆現状と課題**

- 港区は、増上寺や泉岳寺をはじめとする歴史資源、竹芝やお台場などのウォーターフロントなどを有する観光都市、各国の大使館や外資系企業が集まる国際都市としての側面を持つとともに、将来、リニア中央新幹線「品川駅」開業が計画され、国内外から多くの人が訪れることが期待されています。
- 区を訪れる人々のみならず、区内で暮らし、働く人々にとって公衆トイレがより利用しやすく、さらには街の魅力の一つとなるよう、更なる質の向上をめざしていくことが必要です。

**◆施策の方向**

- 公衆トイレのより一層の質の向上に向け、街並みと調和した公衆トイレを増やしていくとともに、区の関係部署、利用者、専門家等と協働し、創意工夫によって質の高い公衆トイレ整備を進めます。

公衆トイレが港区の街並みと調和し、魅力の一つとなるよう、デザイン向上に向けた取組を進めます。

【具体的な取組】

- 主要駅や観光地の周辺など、来訪者が多い場所に立地する公衆トイレの新設・建て替え時に、設計プロポーザル等の実施を検討します。また、良好な景観形成につながるよう、設計案に対し、港区景観アドバイザーへの意見聴取を行います。
- 公衆トイレが街並みに魅力を加える存在となることで、人目をひきつけ、利用者の安心感向上につながるよう、アートを扱う文化芸術事業やNPO等と連携して外壁にアートを施すなど、既設公衆トイレのデザイン向上を検討します。

【参考】日本財団「THE TOKYO TOILET」

日本財団は、クリエイティブの力を使い社会課題の解決を図る取組の一環として、令和2（2020）年度から4（2022）年度にかけて、東京都渋谷区内に17か所の新しい公共トイレの整備を進めています。

新しい公共トイレは、日本が世界に誇る「おもてなし」文化の象徴として、世界で活躍する16人の建築家、クリエイティブディレクター、ファッションデザイナーなどが設計を担当し、優れたデザイン・クリエイティブの力で、バリアフリー、ダイバーシティ、防犯、景観との調和など、様々な側面からインクルーシブな社会のあり方を広く提案・発信しています。

維持管理は、複数の組織・企業によるメンテナンスのチームが結成され、第三者機関であるトイレ診断士による診断、関係者による維持管理協議会を通じて、費用や清掃方法などを運用しながら改善を図る取組も進めています（令和5（2023）年度からは渋谷区に維持管理を移管する予定）。



「THE TOKYO TOILET」により整備された  
恵比寿駅西口の公共トイレ  
（出典：THE TOKYO TOILET ホームページ）

### 施策3-2 他の公共施設整備との連携

新規



公衆トイレの新設・建て替えに際し、区の他事業が所管する屋外施設と一体となった複合的機能を有する公衆トイレ整備を検討します。

#### 【具体的な取組】

- 公衆トイレの新設・建て替えに際し、用地及び整備費の効果的な活用を図るため、シェアサイクルのシェアリングポート、屋外密閉型喫煙所等、区の他部署が所管する屋外施設と一体となった複合的機能を有する公衆トイレ整備を検討します。

### 施策3-3 専門家の助言や利用者意見の反映の検討

新規



公衆トイレの清掃、安全対策等について、トイレの専門家や利用者意見を聞く機会の創出に努めます。

#### 【具体的な取組】

- より一層の清潔性、安全性、快適性の向上に向け、公衆トイレの整備や既設トイレの改修に合わせて、快適なトイレ環境の創造、トイレに関する社会的課題の改善等に取り組む専門家の助言や、子育て世代・高齢者・障害者などの利用者意見を聴取する機会の創出に努め、整備・管理に反映します。